

平成28年度 第1回岡山県建築審査会次第

日時：平成28年7月19日（火）10時00分～

場所：ピュアリティまきび

1 開 会

2 会議の成立（条例第3条第1項）

3 公開又は非公開の決定

4 議事録署名人の指名（運営要領第5条第2項）

5 議 事

【付議案件】

建築基準法第55条第3項許可（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）

- ・赤磐市長 友實武則が「赤磐市立桜が丘小学校」を増築することについて

・・・・【資料1】

【報告案件】

建築基準法第43条第1項ただし書許可（敷地と道路との関係）

- ・30件（平成27年3月1日から平成28年5月31日まで）

・・・・【資料2】

【その他】

建築基準法第3条第1項第三号指定をした旧吹屋小学校の保存修理工事進捗状況について

・・・・【資料3】

6 そ の 他

【事務局からの連絡事項】

- （1）岡山県建築審査会委員の任期について

・現在の任期：平成27年1月13日～平成29年1月12日

- （2）次回審査会の日程確認

7 閉 会

岡山県建築審査会資料
(付議案件)

建築基準法第55条第3項許可
(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)

赤磐市立桜が丘中学校 (赤磐市)

目 次

1	岡山県建築審査会審査事項	P1
2	関係条文	P2
3	付近見取図	P3
4	都市計画図	P4
5	配置図	P5
6	増築部分1階、2階、屋根伏図	P6
7	増築部分立面図、断面図	P7
8	既設部分1階平面図	P8
9	既設部分2階平面図	P9
10	既設部分3階平面図	P10
11	既設部分立面図	P11
12	既設日影図	P12
13	複合(全体)日影図	P13
14	既設—複合(全体)比較日影図	P14

岡山県建築審査会審査事項

平成28年7月19日

審査事項	赤磐市長 友實武則が「赤磐市立桜が丘小学校」を増築することについて
適用条文	法第55条第3項 (第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)
申請者住所・氏名	赤磐市下市344番地 赤磐市長 友實武則
敷地の地名地番	赤磐市桜が丘東六丁目6番地693、6番地705、766番地1、778番地4
申請建築物	
申請理由	<p>今回の工事は、平成9年に法第55条の許可を受けて増築した校舎について、特別支援学級の児童数が増加し、現行の教室数では足りなくなったため 教室の増築を行うものです。</p> <p>同校の敷地は、岡山ネオポリス(桜が丘団地)内にあり、昭和63年に岡山県南広域都市計画区域に編入され、第一種低層住居専用地域となりました。同校校舎は昭和59年に竣工しております。平成9年の増築部分に加え、今回の増築予定部分も、竣工当初からの予定計画に含まれておりました。</p> <p>今回の増築計画は2階建(1フロアー1教室、計2教室)で、必要最小限の増築としており、高さにも極力配慮をしております。また、増築部分の外観も既存校舎との統一感を重視し、景観的にも整った施設整備を実施します。</p>
敷地面積	46,522.32㎡
用途	小学校
建築面積	121.12㎡(申請以外の部分3,458.93㎡)合計3,580.05㎡
延べ面積	212.80㎡(申請以外の部分5,970.97㎡)合計6,183.77㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	2階(申請以外の部分3階)
最高の高さ	8.49m(申請以外の部分15.30m)
周辺状況	
各区域・地域	都市計画区域内(市街化区域)、第一種低層住居専用地域(建ぺい率:50%、容積率:100%)、法22条区域
敷地の周辺状況	敷地は桜が丘団地の北端に位置し、用途地域は第一種低層住居専用地域に指定されている。敷地の周囲は西側を住宅に、その他を田畑に囲まれている。
道路状況	敷地北側で県道と、西側で市道と接している。
申請を認める理由	
法第55条第3項 その用途によつてやむを得ないと認める理由	<p>「学校」であり、今回の増築部分の最高高さは8.49mで10mを超えていない。さらに、東側隣地について増築前後の日影を比較しても影響が少なく、周囲の環境を害するおそれが少ない。</p> <p>また、昭和59年に竣工し、63年に岡山県南広域都市計画区域に編入、第一種低層住居専用地域として定められた。そして、平成9年に法55条の許可により増築を行い、この度、特別支援学級の児童数の増加により、さらに増築を行う。</p> <p>このことから、今回の増築はやむを得ないと考える。</p>
建築審査会の意見	

○建築基準法

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居地域内における建築物の高さの限度)

第五十五条 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

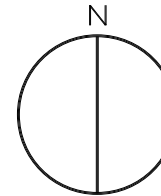
4 第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

<参考>

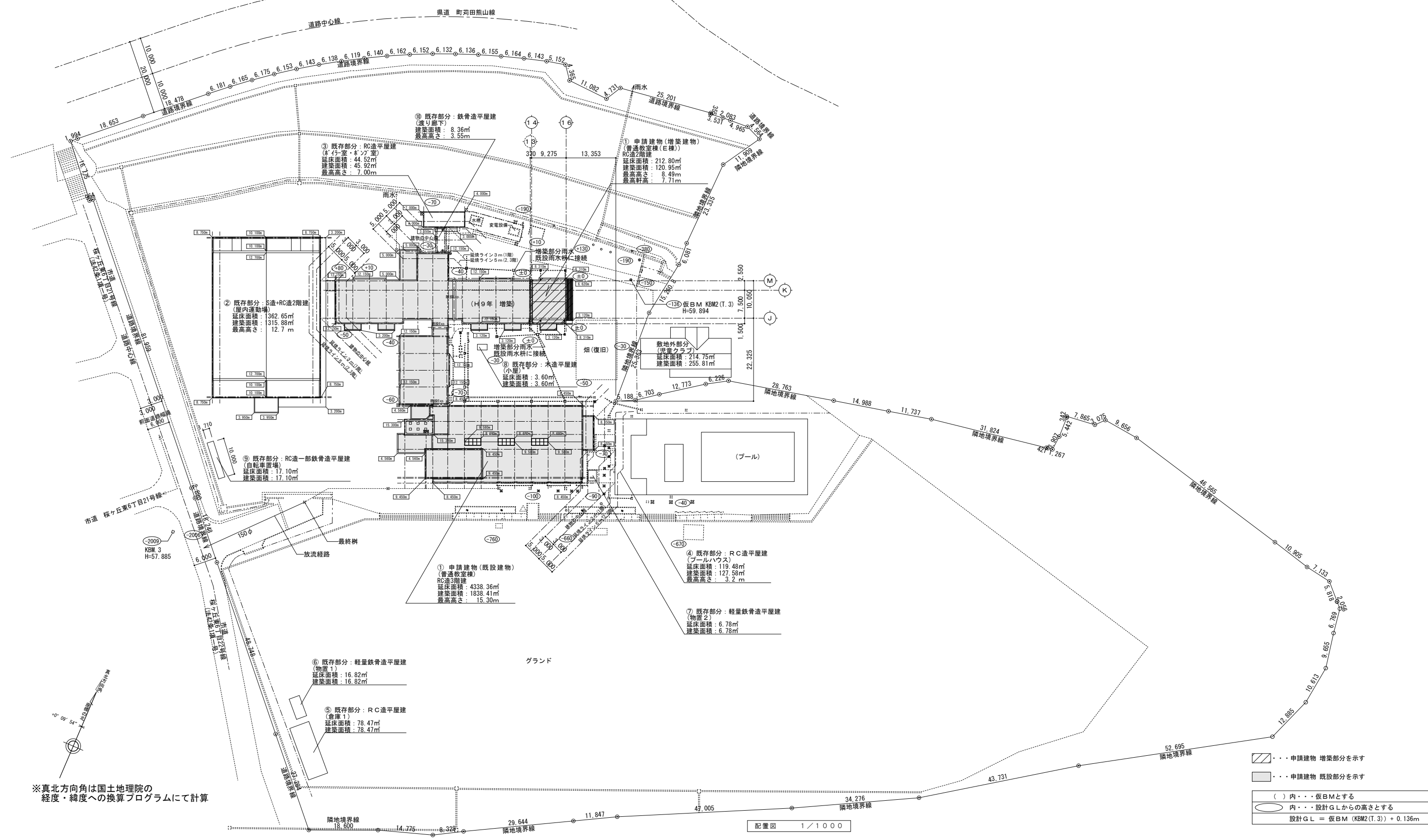
第四十四条

2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

申請地：赤磐市桜が丘東6丁目地内



附近見取図 1/25000



⑩ 既存部分：鉄骨造平屋建
(透り廊下)
建築面積：8.36㎡
最高高さ：3.55m

① 申請建物(増築建物)
(普通教室棟(E棟))
RC造2階建
延床面積：212.80㎡
建築面積：120.95㎡
最高高さ：8.49m
最高軒高：7.71m

③ 既存部分：RC造平屋建
(イテラ・キッズ室)
延床面積：44.52㎡
建築面積：45.92㎡
最高高さ：7.00m

② 既存部分：S造+RC造2階建
(屋内運動場)
延床面積：362.65㎡
建築面積：315.88㎡
最高高さ：12.7m

⑧ 既存部分：木造平屋建
(小屋)
延床面積：3.60㎡
建築面積：3.60㎡

⑨ 既存部分：RC造一部鉄骨造平屋建
(自転車置場)
延床面積：17.10㎡
建築面積：17.10㎡

① 申請建物(既設建物)
(普通教室棟)
RC造3階建
延床面積：4338.36㎡
建築面積：1838.41㎡
最高高さ：15.30m

④ 既存部分：RC造平屋建
(プールハウス)
延床面積：119.48㎡
建築面積：127.58㎡
最高高さ：3.2m

⑦ 既存部分：軽量鉄骨造平屋建
(物置2)
延床面積：6.78㎡
建築面積：6.78㎡

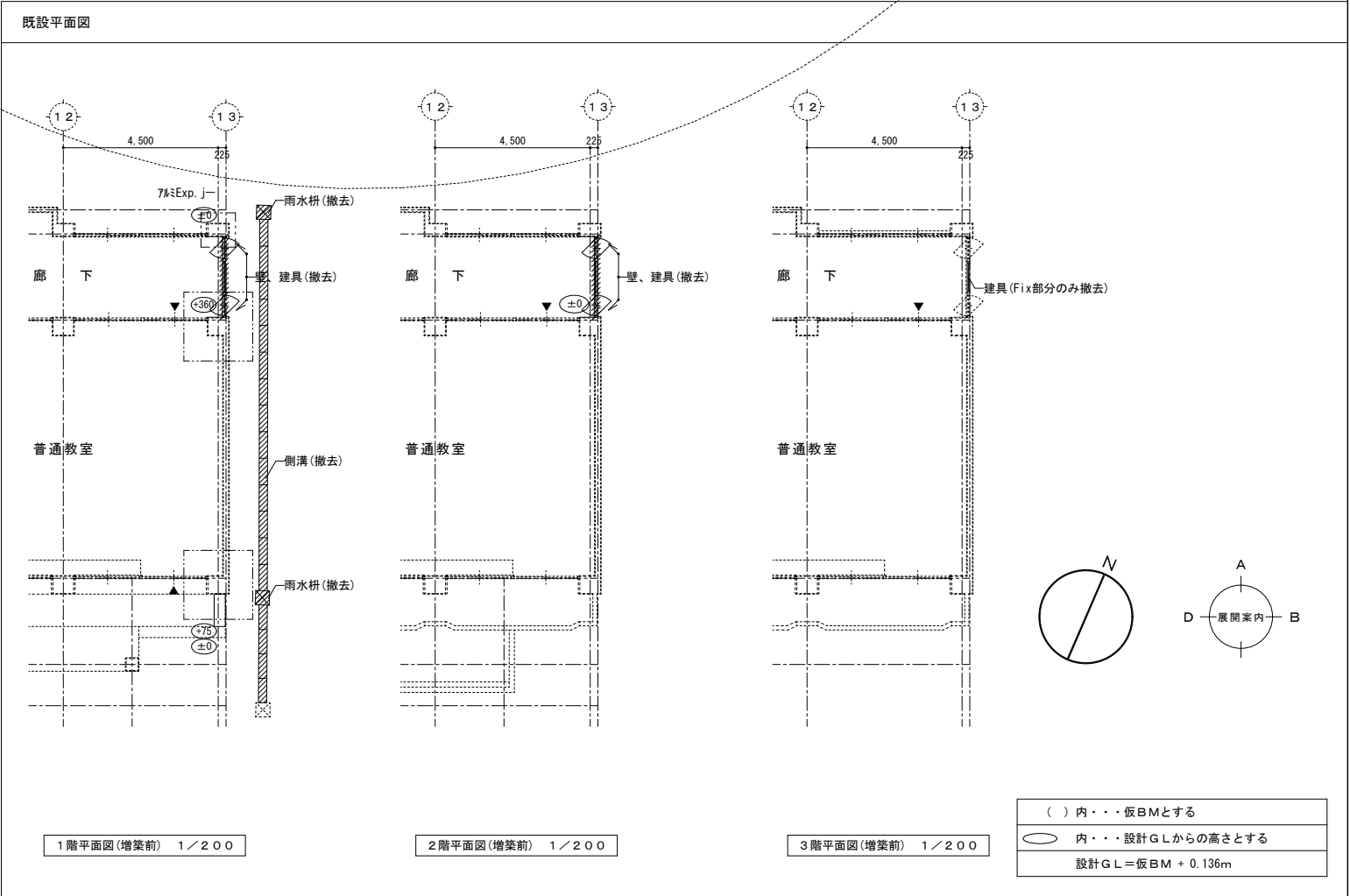
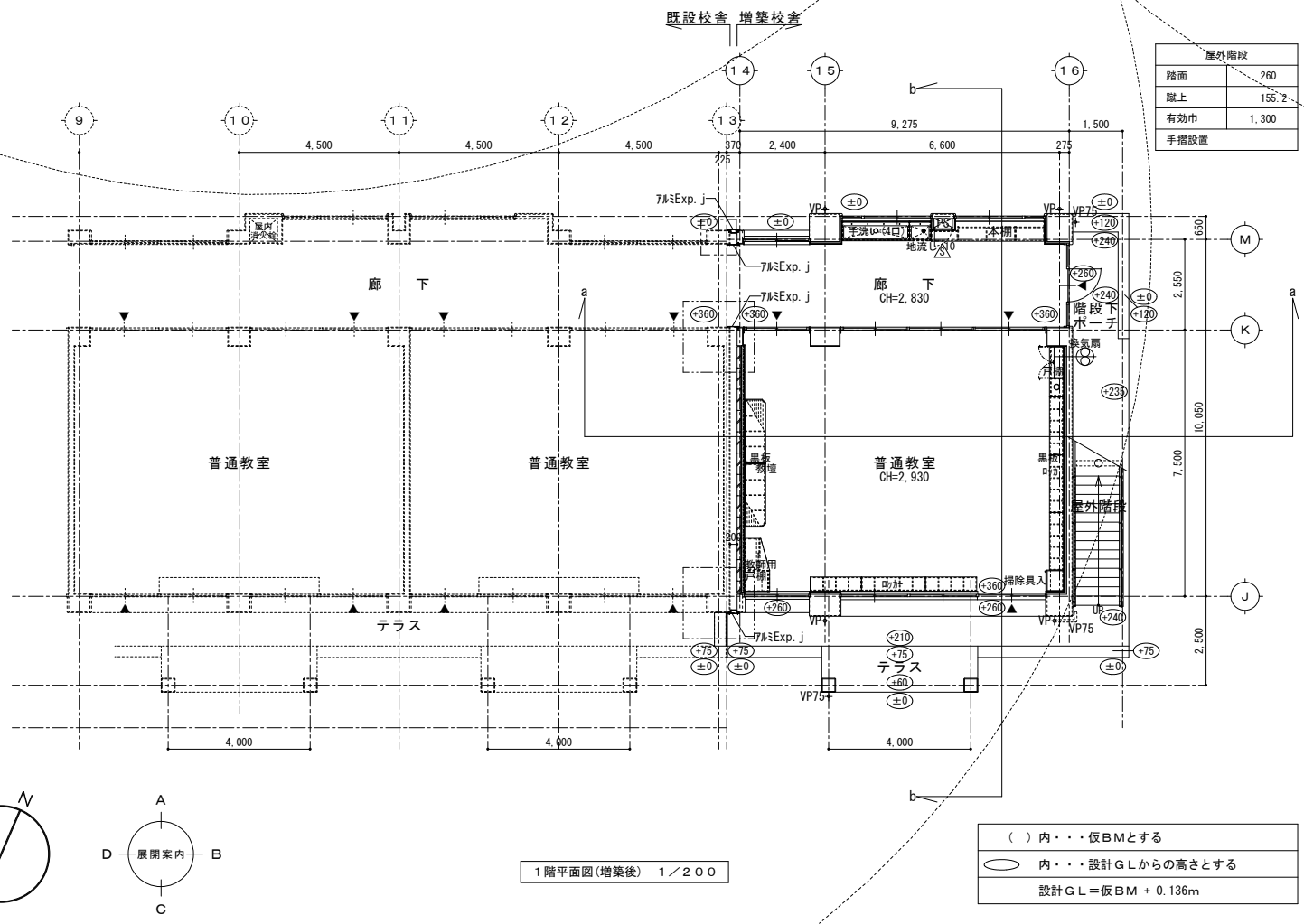
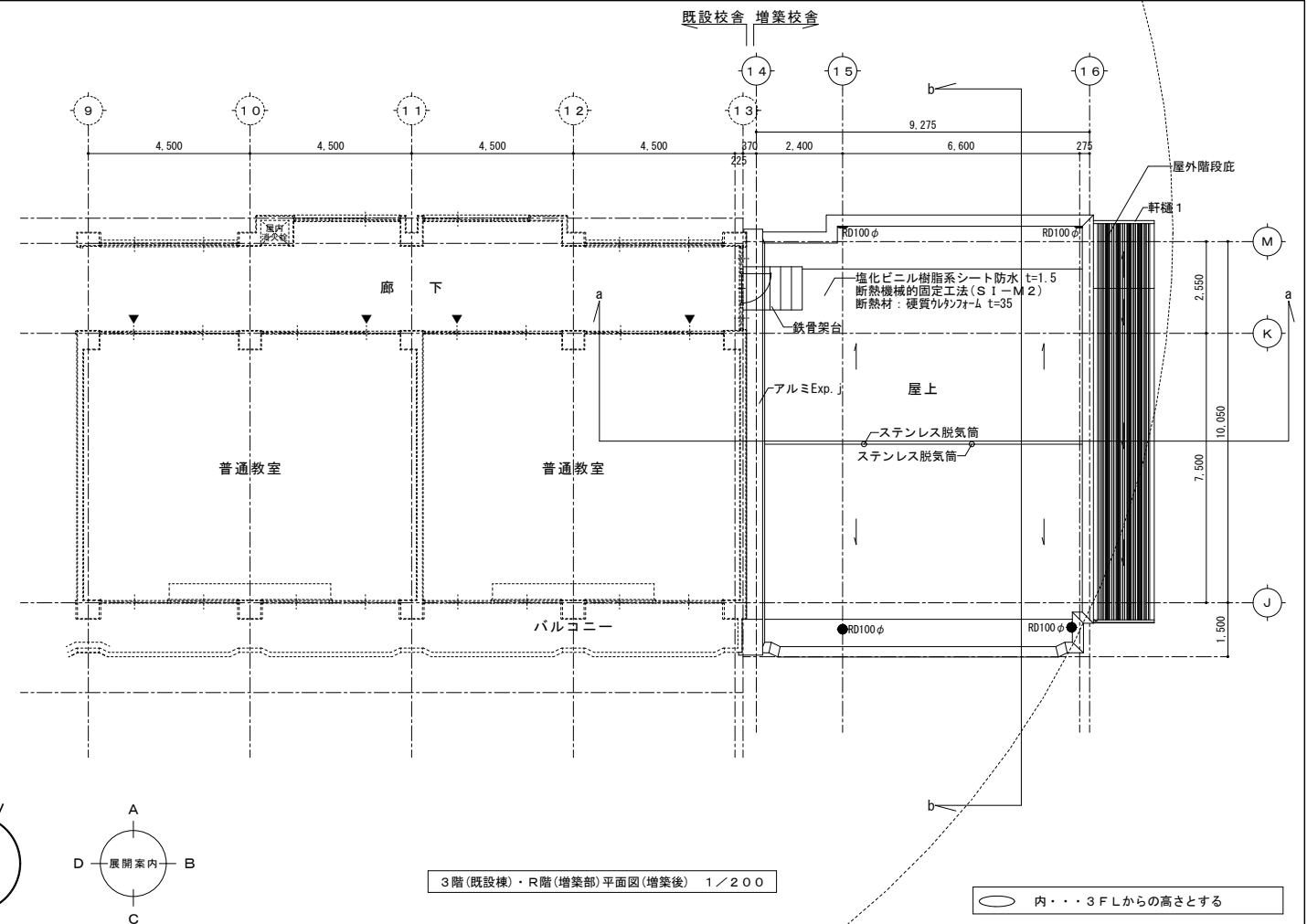
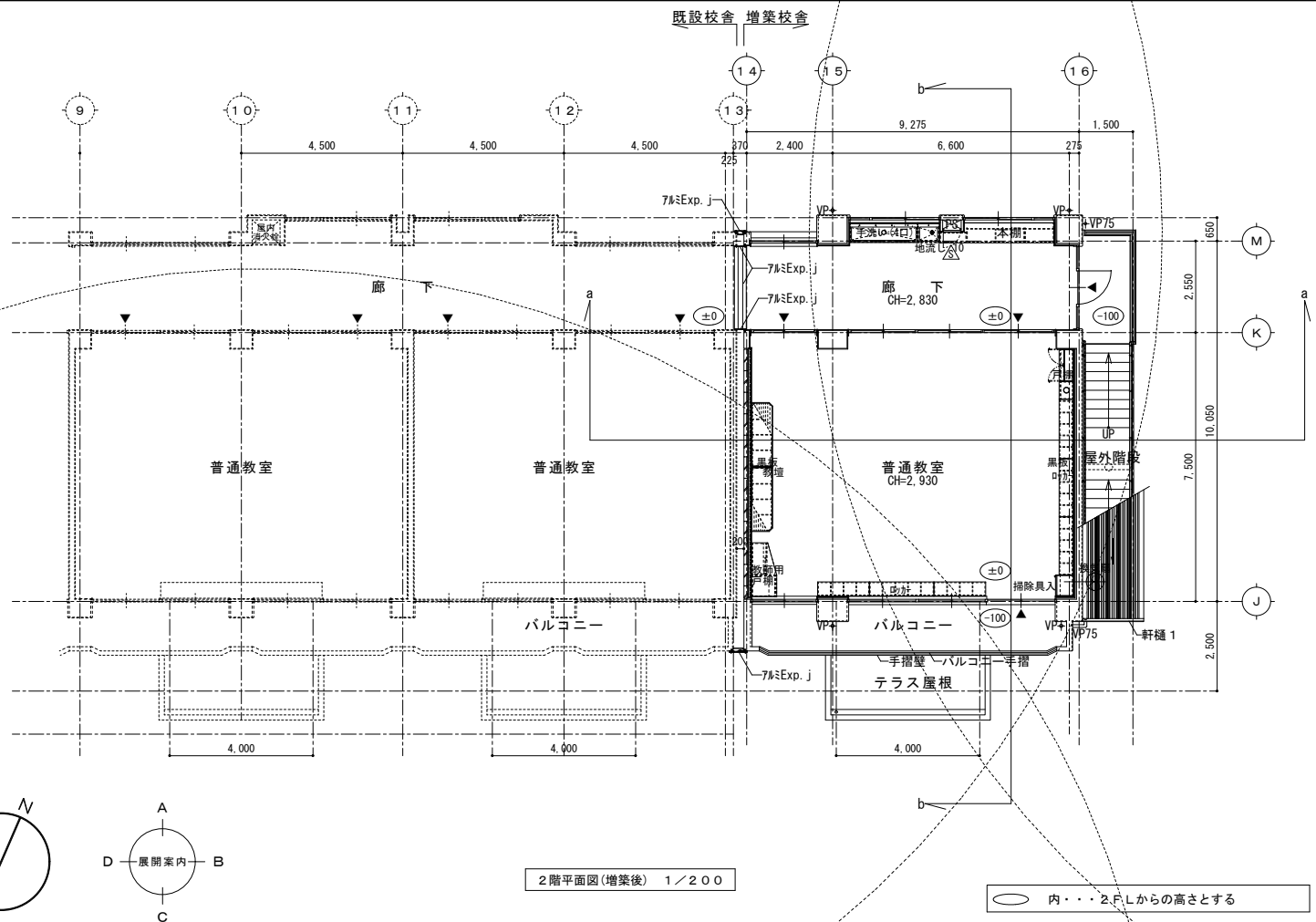
⑥ 既存部分：軽量鉄骨造平屋建
(物置1)
延床面積：16.82㎡
建築面積：16.82㎡

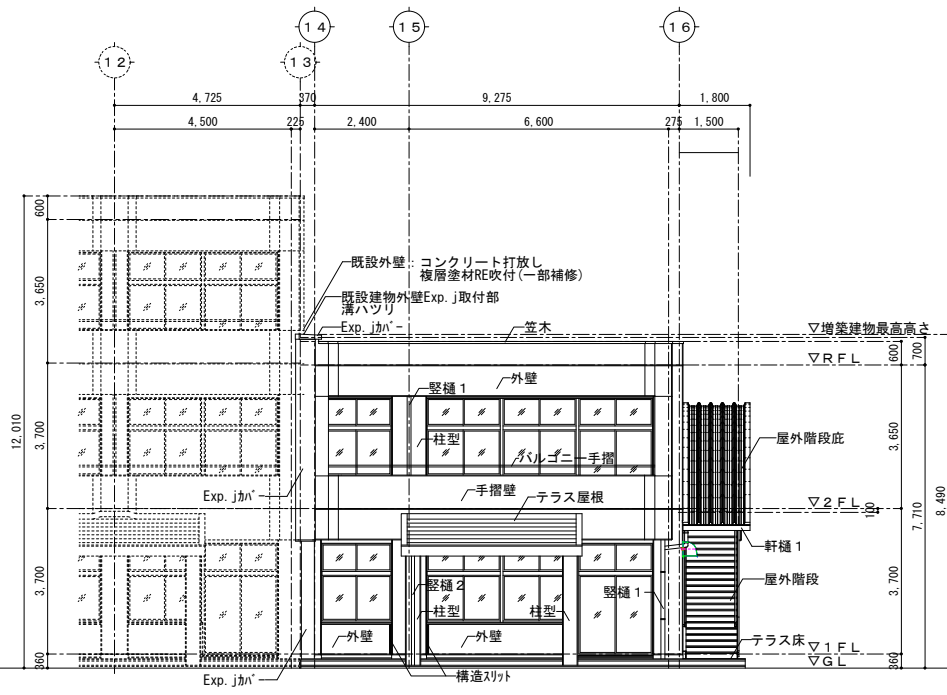
⑤ 既存部分：RC造平屋建
(倉庫1)
延床面積：78.47㎡
建築面積：78.47㎡

※真北方向角は国土地理院の
経度・緯度への換算プログラムにて計算

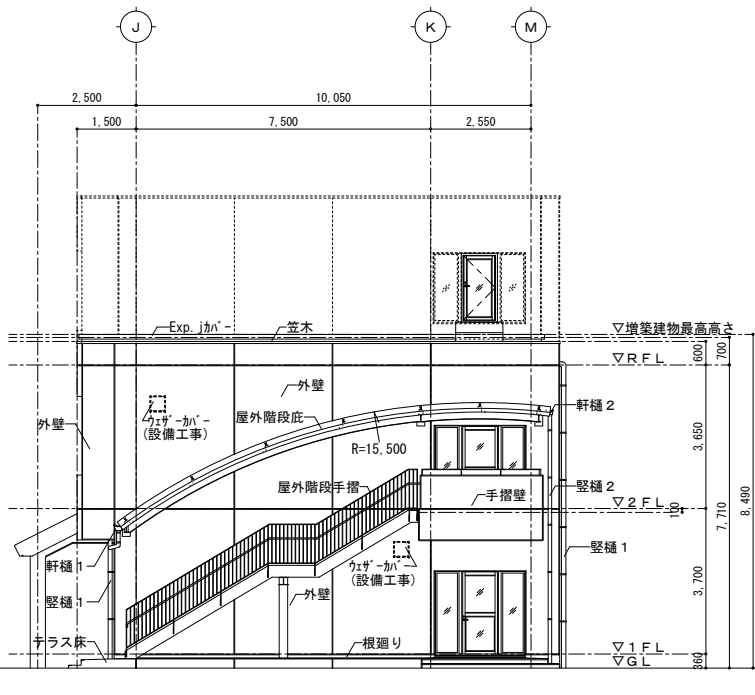
- ... 申請建物 増築部分を示す
- ... 申請建物 既設部分を示す
- () 内... 仮BMとする
- 内... 設計GLからの高さとする
- 設計GL = 仮BM (KBM2(T.3)) + 0.136m

配置図 1/1000

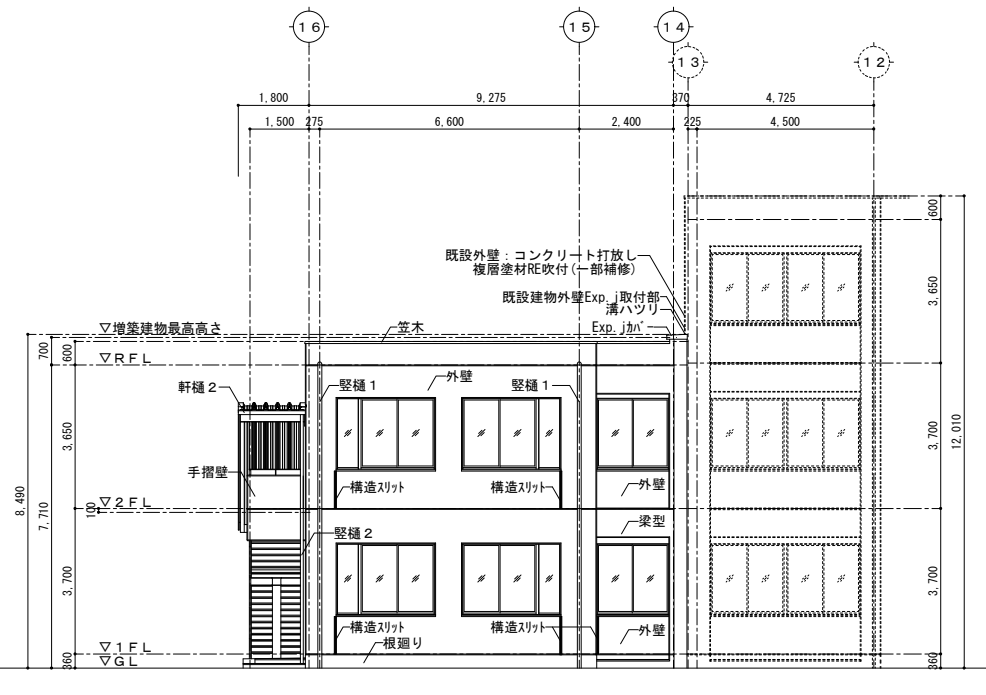




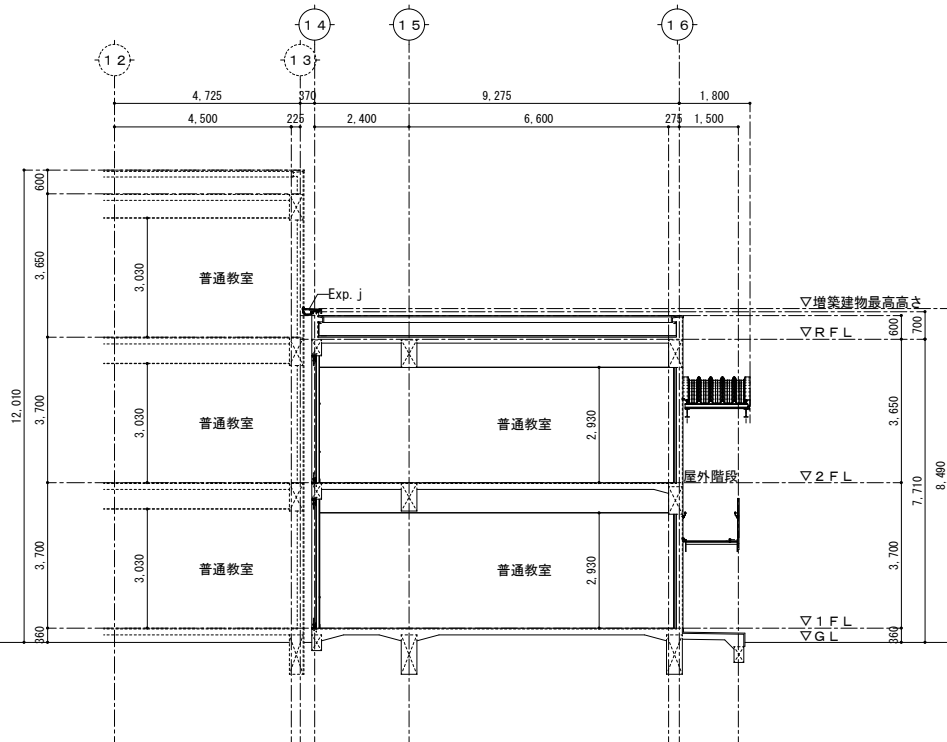
南立面図(増築後) 1/200



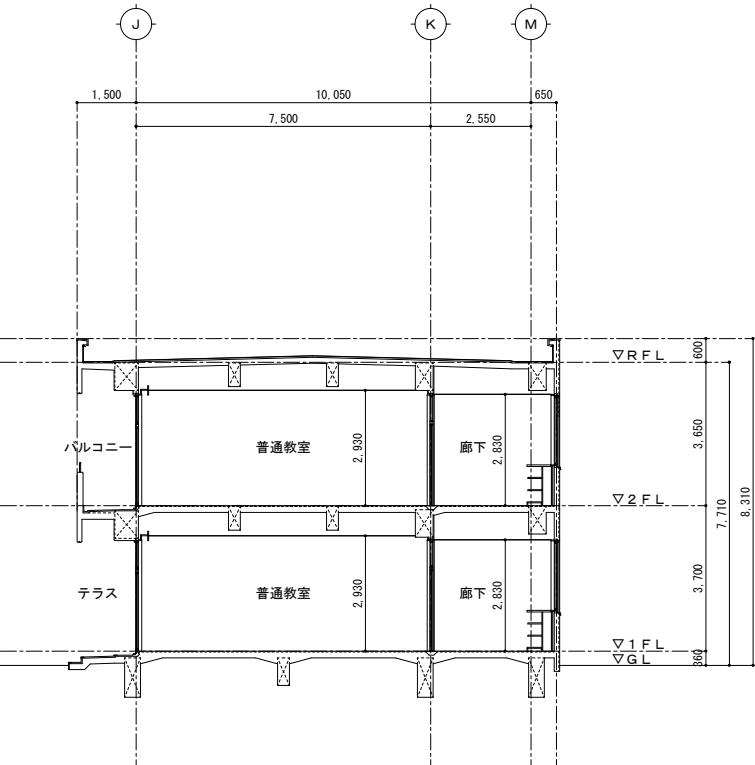
東立面図(増築後) 1/200



北立面図(増築後) 1/200

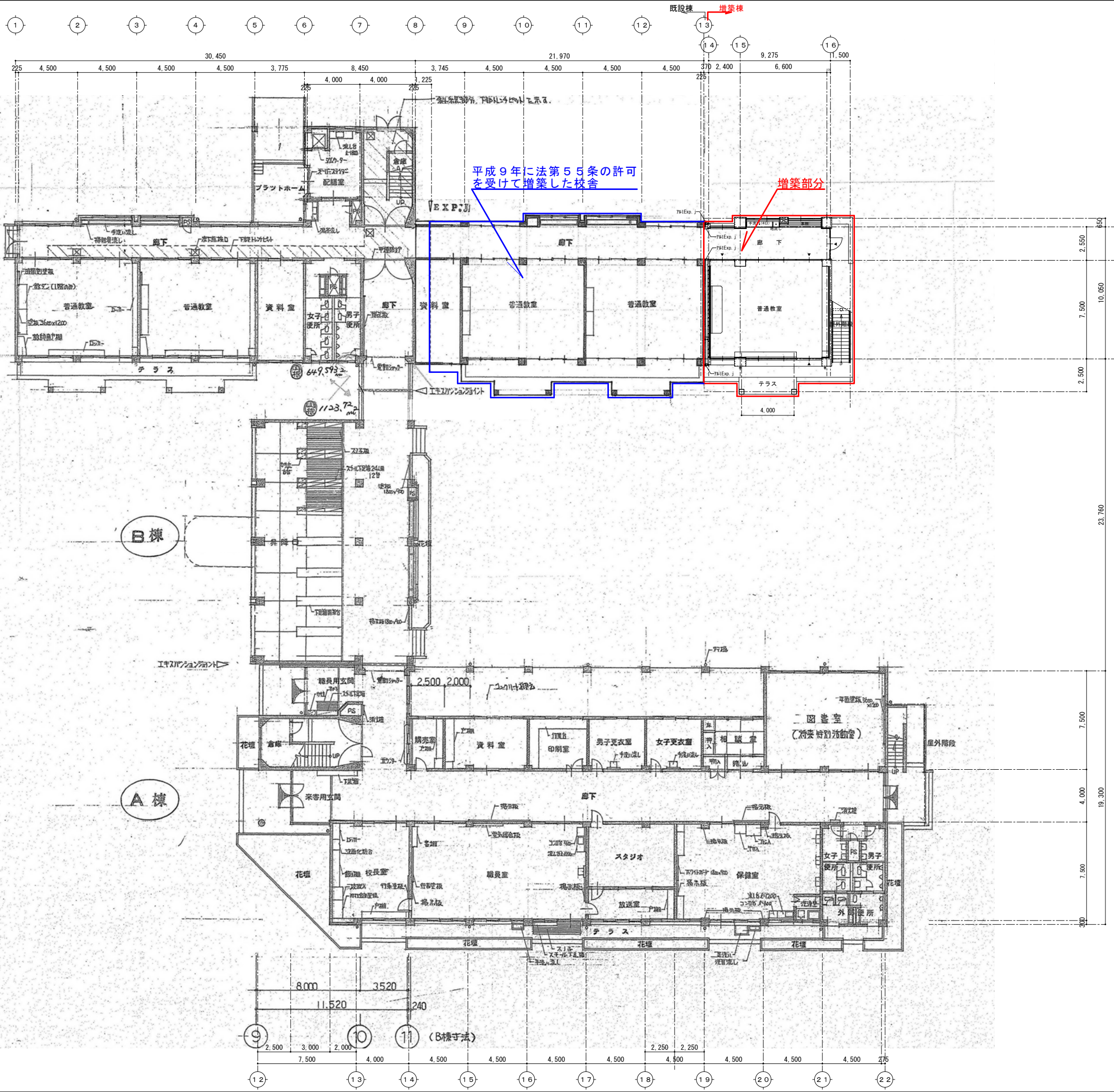


a-a断面図(増築後) 1/200



b-b断面図(増築後) 1/200

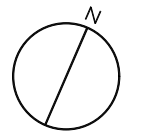
外部仕上げ	
パラペット笠木	ウレタン塗膜防水
梁型、柱型	コンクリート打放し 複層塗材RE吹付
外壁	コンクリート打放し 複層塗材RE吹付
根廻り	コンクリート打放し 複層塗材RE吹付
手摺壁	コンクリート打放し 複層塗材RE吹付
階段手摺壁	コンクリート打放し 複層塗材RE吹付
テラス屋根	パライトモルタル下地 t=30 アスファルトシングル葺
屋外階段	鉄骨階段 溶融亜鉛めっき
屋外階段手摺	防護手摺: St-FB-38×12 溶融亜鉛めっき 手摺子: St-FB-32×12 @100 溶融亜鉛めっき
屋外階段庇	折板葺き カラーガルバリウム鋼板 t=0.6
軒樋1	エアロ樹脂 前高165WIDE
軒樋2	エアロ樹脂 前高130WIDE
縦樋1	カラーVP 100φ 摺り金物
縦樋2	カラーVP 75φ 摺り金物
Exp. jカバー	アルミ製(既成品)
バルコニー手摺	手摺: スチールパイプ φ42.7×2.0 手摺子: スチールパイプ φ34.0×2.0 @2000以下
テラス床	立上り: モルタル金コテ押え 化粧目地切

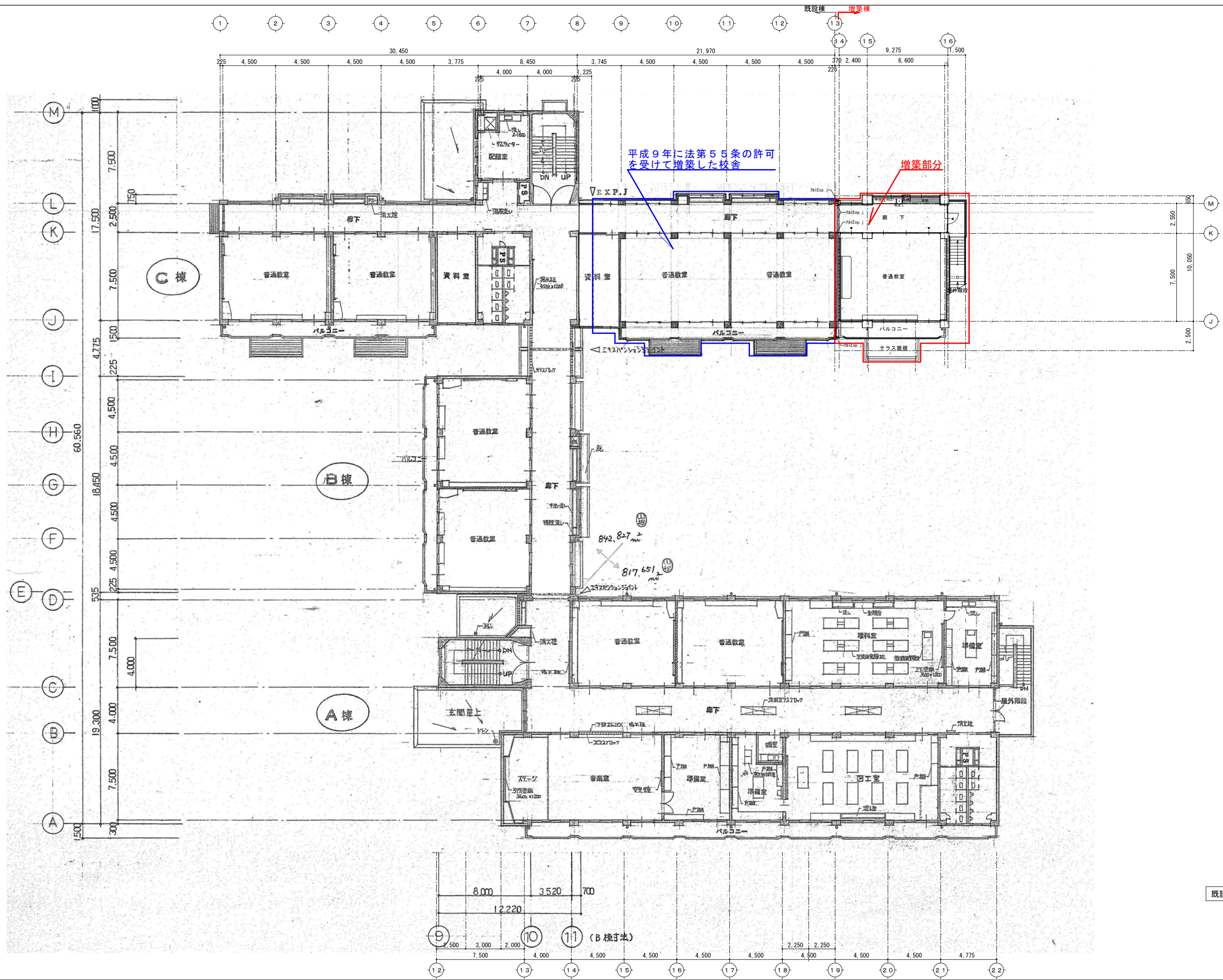


平成9年に法第55条の許可を受けて増築した校舎

増築部分

既設部分1階平面図 1/300

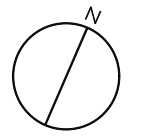




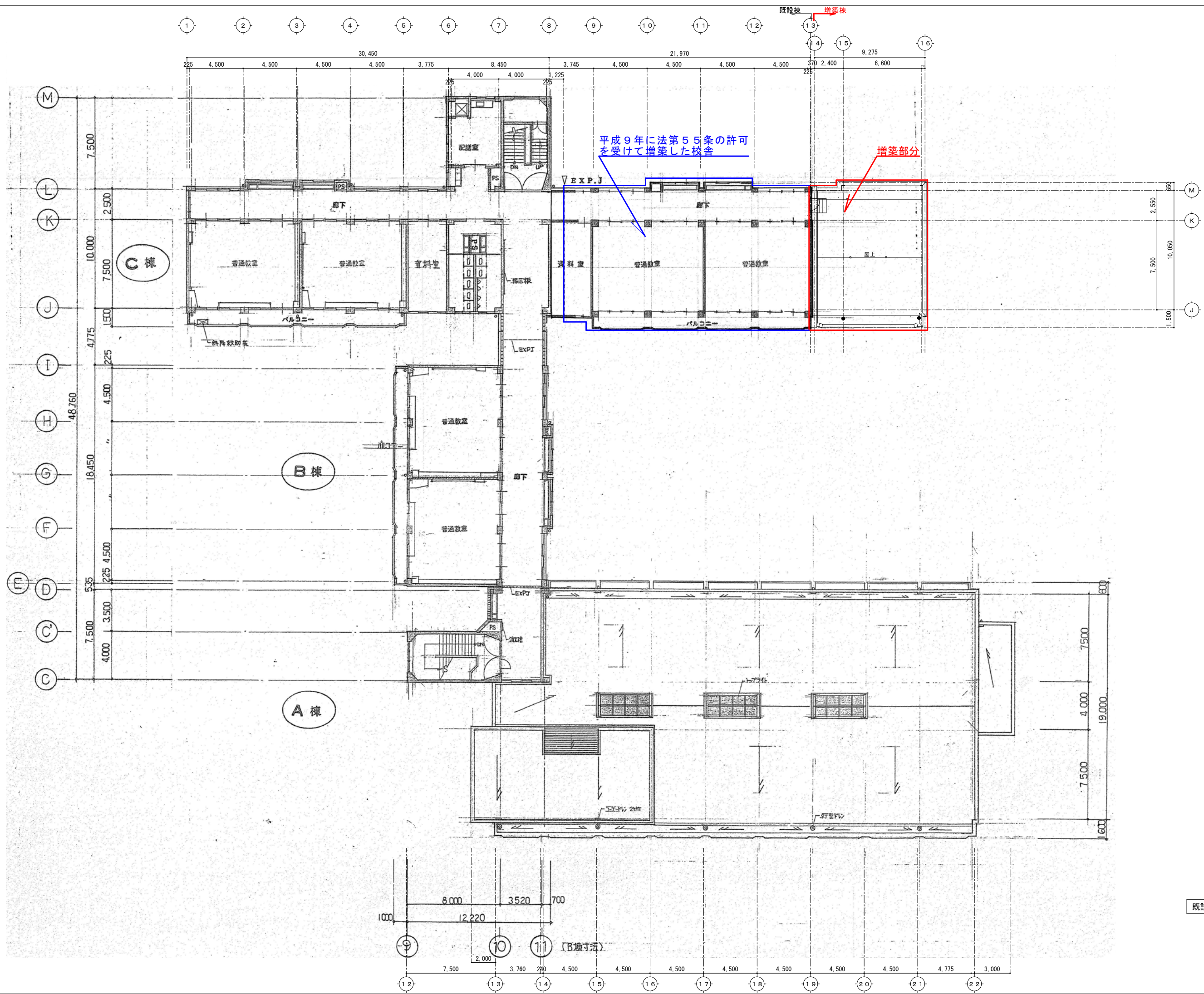
平成9年に法第55条の許可を受けて増築した校舎

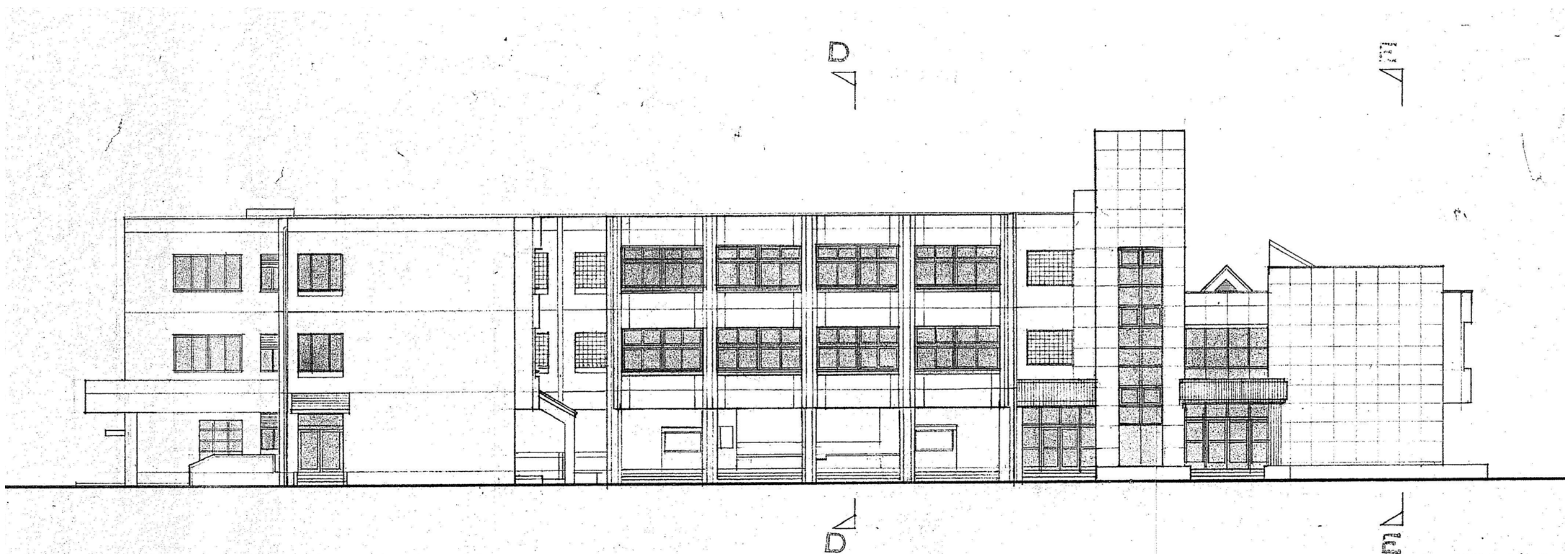
増築部分

842.827 m²
817.651 m²

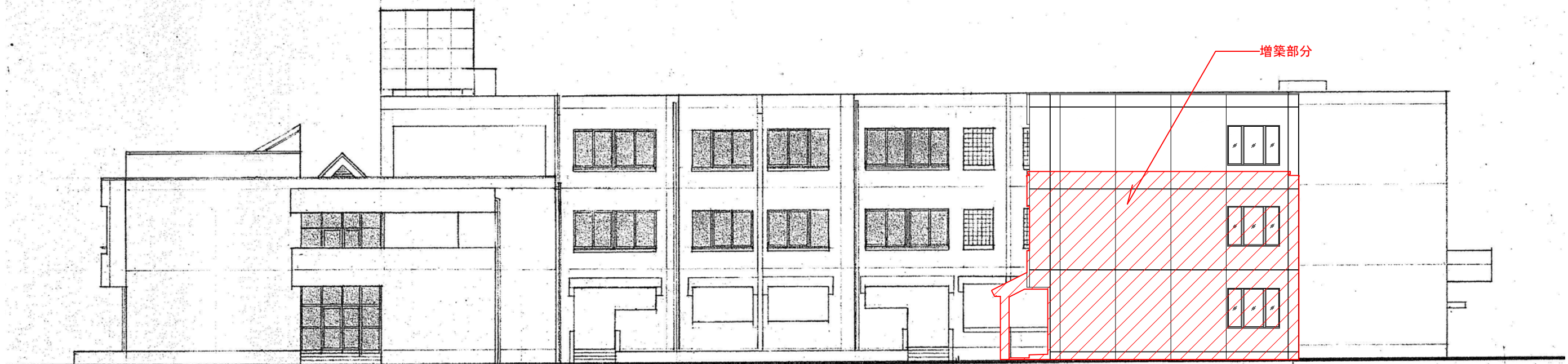


既設部分2階平面図 1/300







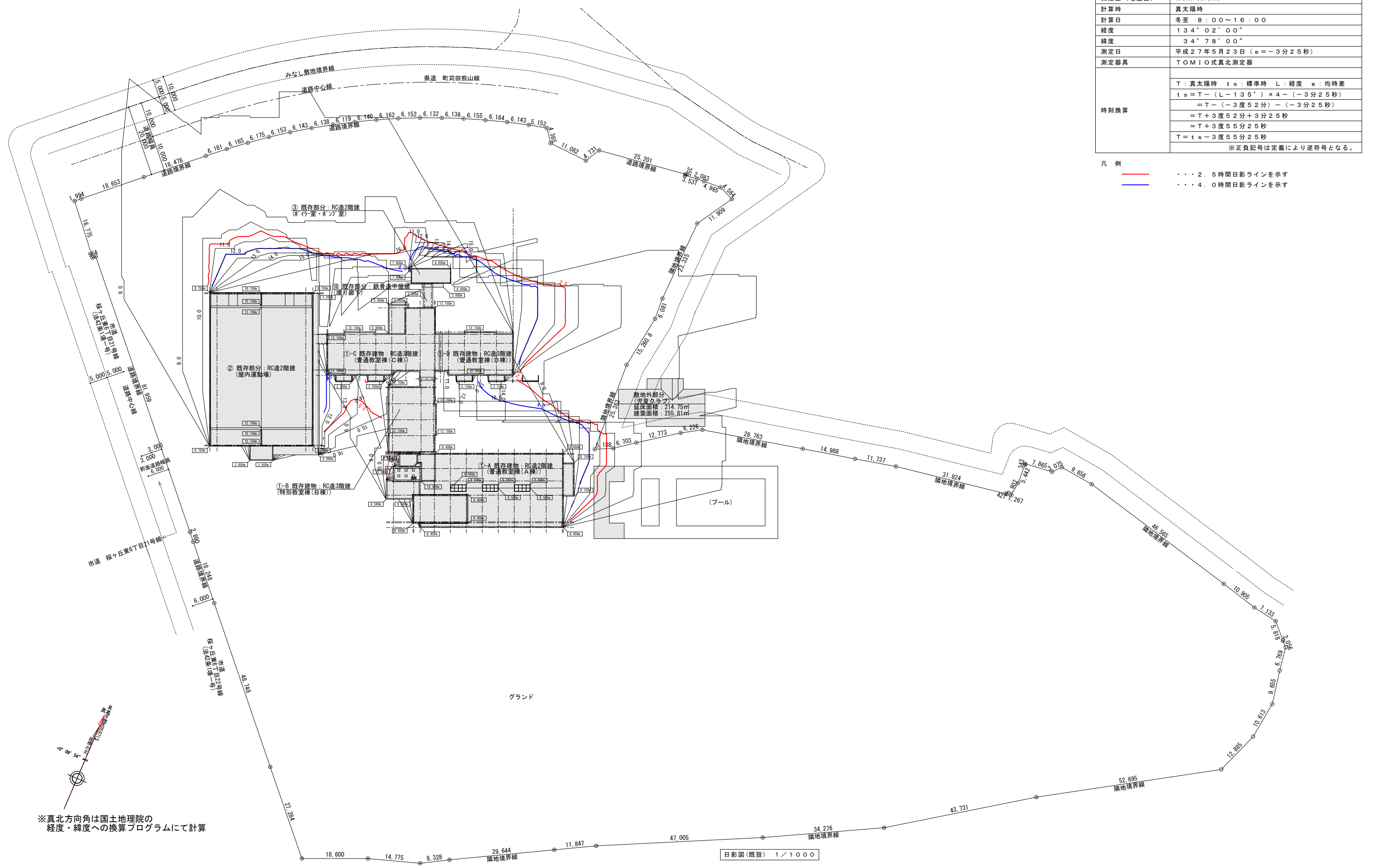
既設部分西立面图 1/200



既設部分東立面图 1/200

用途地域	第一種低層住居専用地域
測定場所	赤磐市桜ヶ丘東6丁目6番地693、6番地705、766番地1
測定面(地盤面)	1.5m(0.0m)
計算時	真太陽時
計算日	冬至 8:00~16:00
経度	134°02'00"
緯度	34°78'00"
測定日	平成27年5月23日(e=-3分25秒)
測定器具	TOMIO式真北測定器
時刻換算	T:真太陽時 ts:標準時 L:経度 e:均時差
	$ts = T - (L - 135^\circ) \times 4 - (-3分25秒)$
	$= T - (-3度52分) - (-3分25秒)$
	$= T + 3度52分 + 3分25秒$
	$T = ts - 3度55分25秒$
※正負記号は定義により逆符号となる。	

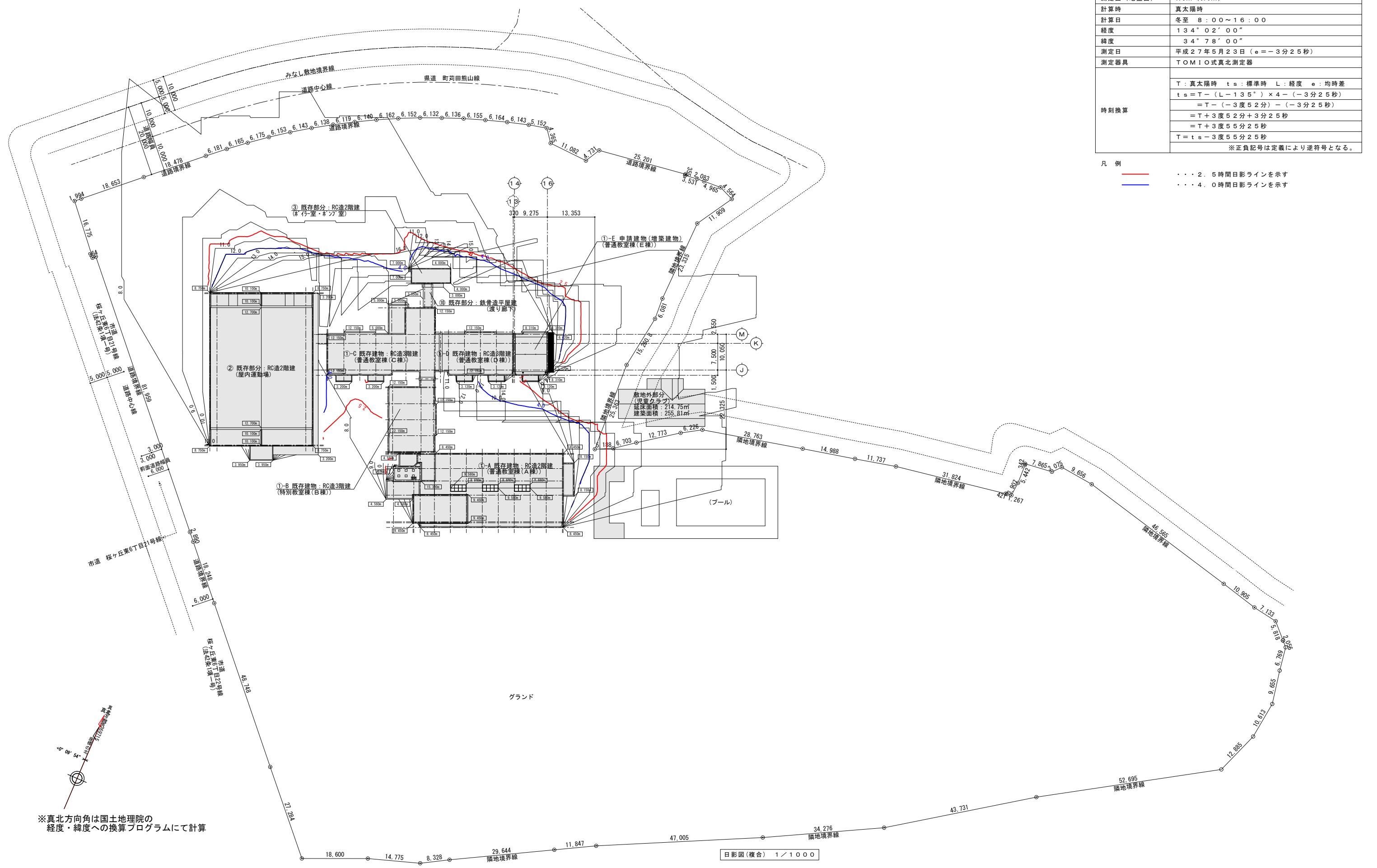
凡例
 2.5時間日影ラインを示す
 4.0時間日影ラインを示す



※真北方向角は国土地理院の
 経度・緯度への換算プログラムにて計算

用途地域	第一種低層住居専用地域
測定場所	赤磐市桜ヶ丘東6丁目6番地693、6番地705、766番地1
測定面(地盤面)	1.5m(0.0m)
計算時	真太陽時
計算日	冬至 8:00~16:00
経度	134°02'00"
緯度	34°78'00"
測定日	平成27年5月23日(e=-3分25秒)
測定器具	TOMIO式真北測定器
時刻換算	T:真太陽時 ts:標準時 L:経度 e:均時差
	$ts = T - (L - 135^\circ) \times 4 - (-3分25秒)$
	$= T - (-3度52分) - (-3分25秒)$
	$= T + 3度52分 + 3分25秒$
	$= T + 3度55分25秒$
	T = ts - 3度55分25秒
	※正負記号は定義により逆符号となる。

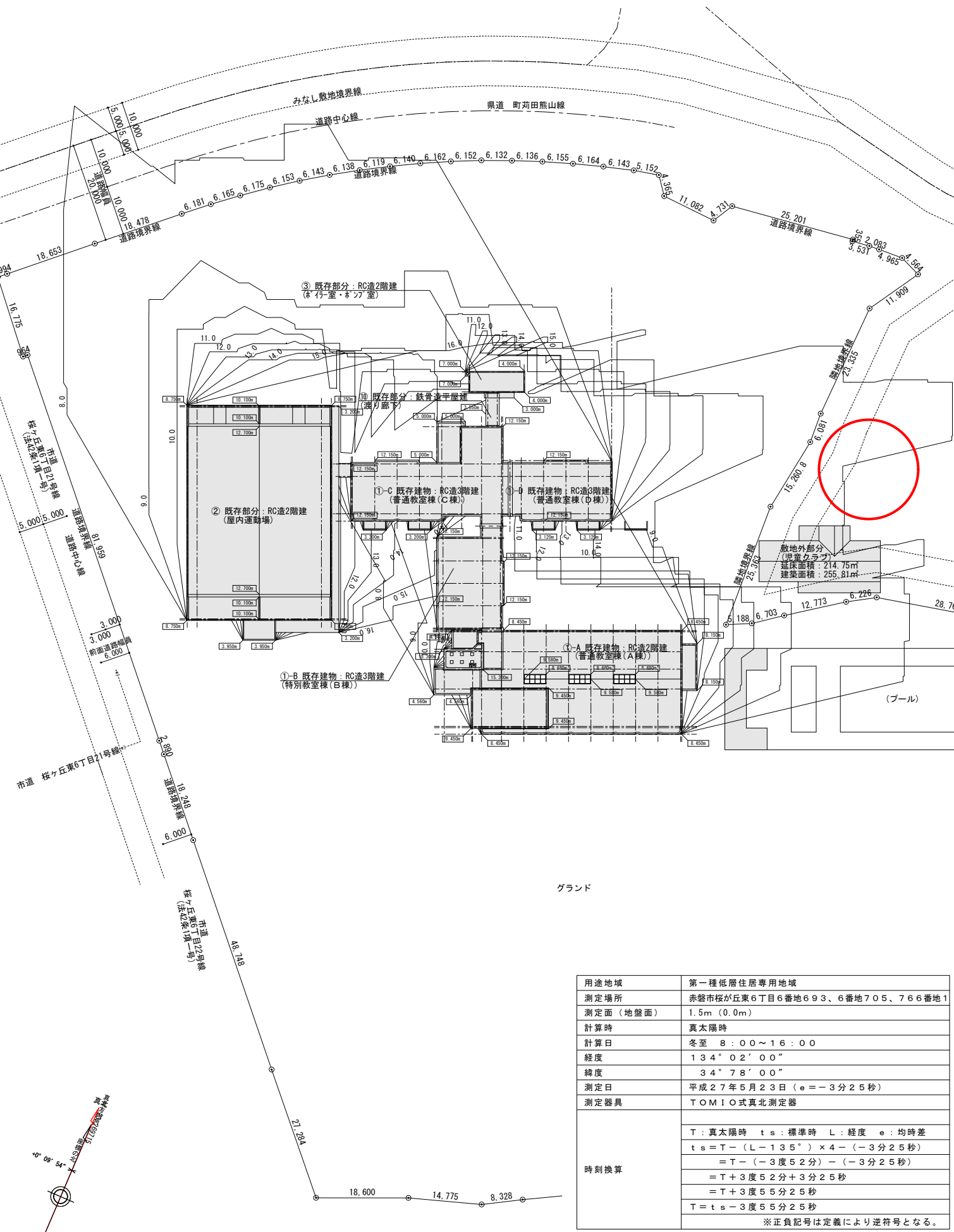
凡例
 2.5時間日影ラインを示す
 4.0時間日影ラインを示す



※真北方向角は国土地理院の
 経度・緯度への換算プログラムにて計算

日影図(複合) 1/1000

日影図(既設)

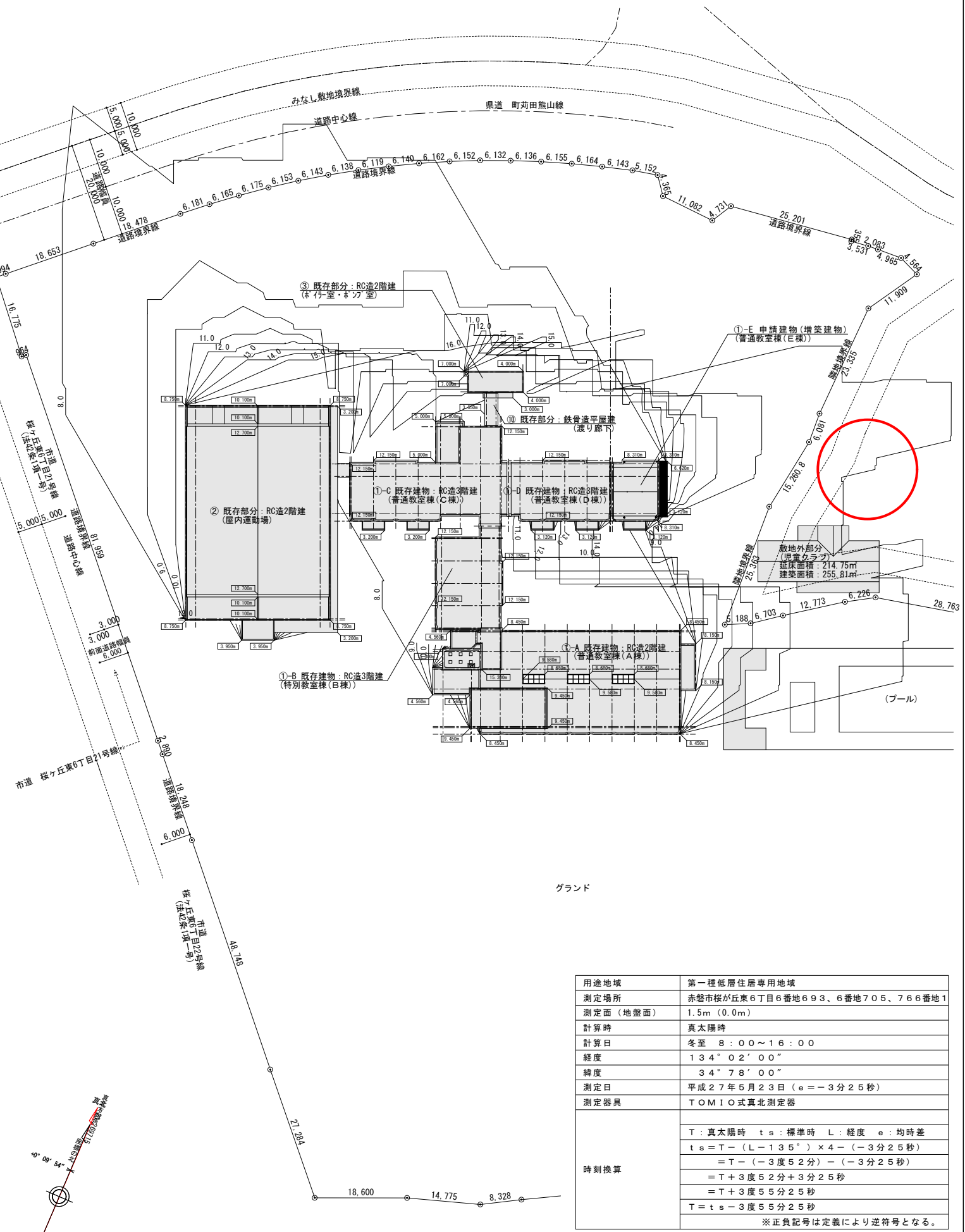


用途地域	第一種低層住居専用地域
測定場所	赤磐市桜が丘東6丁目6番地693、6番地705、766番地1
測定面(地盤面)	1.5m(0.0m)
計算時	真太陽時
計算日	冬至 8:00~16:00
経度	134°02'00"
緯度	34°78'00"
測定日	平成27年5月23日(e=-3分25秒)
測定器具	TOMIO式真北測定器
時刻換算	T : 真太陽時 t_s : 標準時 L : 経度 e : 均時差 $t_s = T - (L - 135^\circ) \times 4 - (-3分25秒)$ $= T - (-3度52分) - (-3分25秒)$ $= T + 3度52分 + 3分25秒$ $= T + 3度55分25秒$ $T = t_s - 3度55分25秒$ ※正負記号は定義により逆符号となる。

※真北方向角は国土地理院の経度・緯度への換算プログラムにて計算

日影図(既設) 1/1000

日影図(複合)



用途地域	第一種低層住居専用地域
測定場所	赤磐市桜が丘東6丁目6番地693、6番地705、766番地1
測定面(地盤面)	1.5m(0.0m)
計算時	真太陽時
計算日	冬至 8:00~16:00
経度	134°02'00"
緯度	34°78'00"
測定日	平成27年5月23日(e=-3分25秒)
測定器具	TOMIO式真北測定器
時刻換算	T : 真太陽時 t_s : 標準時 L : 経度 e : 均時差 $t_s = T - (L - 135^\circ) \times 4 - (-3分25秒)$ $= T - (-3度52分) - (-3分25秒)$ $= T + 3度52分 + 3分25秒$ $= T + 3度55分25秒$ $T = t_s - 3度55分25秒$ ※正負記号は定義により逆符号となる。

※真北方向角は国土地理院の経度・緯度への換算プログラムにて計算

日影図(複合) 1/500

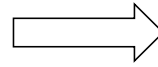
岡山県建築審査会資料
(報告案件)

建築基準法第43条第1項ただし書許可
(敷地と道路との関係)

平成27年3月1日～平成28年5月31日

報告案件

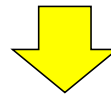
○ 建築基準法第43条第1項(敷地等と道路との関係)



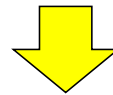
特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合、適用除外



岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。 → 岡山県建築審査会同意一括処理基準



一括処理を適用するものは、会長の専決同意を得た後に許可するものとし、直近に開催される建築審査会で報告するものとしている。
(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第2)



今回の建築審査会は、

平成27年3月1日～平成28年5月31日の間に、一括処理を行い許可したものの報告を行うもの。

一括処理案件一覧表は別添のとおり。

報 告

岡山県建築審査会・一括処理案件 一覧表

【建築基準法第43条関係(平成27年3月1日～平成28年5月31日)】

岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第3の2)

合計 30 件

(1)判断基準2号 (4m農道)	
赤磐市	1 件
和気町	1 件
井原市	1 件
早島町	1 件
美作市	1 件
計	5 件

(2)判断基準3号の(1) (水路ばさみ)	
備前市	1 件
赤磐市	1 件
井原市	2 件
浅口市	9 件
早島町	4 件
矢掛町	2 件
真庭市	1 件
美作市	1 件
計	21 件

(3)判断基準3号の(2)の1 (住宅建替)	
和気町	1 件
浅口市	1 件
真庭市	1 件
勝央町	1 件
計	4 件

岡山県建築審査会資料 (その他)

建築基準法第3条第1項第三号指定
をした旧吹屋小学校の保存修理工事
進捗状況について

旧吹屋小学校（高梁市）

建築基準法第3条第1項第三号指定をした旧吹屋小学校の 保存修理工事進捗状況について

1 保存修理工事概要

設計資料や外観等から不可視部分の構造を想定し、限界耐力計算により耐震補強設計を行っており、構造体の劣化状態も不明確なことから、解体工事の際に調査を行い、工事内容を再検討することとしている。また、経過について建築審査会に報告することとしている。

2 高梁市旧吹屋小学校校舎保存修理委員会

保存修理及び整備について検討を行うために設置された委員会であり、解体調査結果に基づき、工事内容を再検討する。

委員長を歴史意匠を専門とする藤田氏、副委員長を吹屋町町並み保存会副会長の戸田氏とし、計6名の委員により構成している。

なお、建築基準法の適用除外について建築審査会の同意を受ける際に、高梁市が岡山県歴史的建造物委員会に専門的な意見を聞いたが、その委員（構造）を務めていた香川大学工学部助教の宮本氏が当保存修理委員会の委員として委嘱されている。

今後、調査により把握した建築履歴及び部材の状態を基に、委員会で工事内容を再検討する。現時点では昭和25年頃の状態を目標に計画を検討することとしている。

3 現地の進捗状況

屋根及び土壁を解体し、竹小舞のみとなっており、躯体が確認できる状況である。今後、残りの化粧板、竹小舞、床等を撤去後、躯体を解体し、部材の状態や詳細な工事履歴を調査する予定である。

現時点では管柱として当初想定していたものが、通し柱となっている箇所があることが判明している。

4 今後の工事予定

11月頃に解体工事が完了し、部材等の調査結果に基づき、構造計算を行う予定である。

構造について、宮本委員が工事監理者と適宜協議を行うこととしている。

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事 修理方針

資料館（旧本館）

全解体修理とする。

解体工事着手前に素屋根を架設し、屋根瓦から順次丁寧に解体を行い、基礎石積み解体後、新たに鉄筋コンクリート造の直接基礎（べた基礎）を設ける。解体前と同様に基礎石積みを積み直し、軸部から順次組立を行う。組立に際し、耐震性能の向上に必要な箇所には耐震補強を施す。

当初材については、将来の保存に支障のない限りつとめて再用し、腐朽及び破損箇所については、原則として同種材及び同工法にて補修・取替えを実施する。（生涯学習施設、東廊下、集会場、西廊下も同様）

屋根瓦は、葺き降ろした後、1枚ずつ打音検査を実施し、再用及び不再用を決定する。不足分については現状に倣い、石州瓦にて補足する。（生涯学習施設、東廊下、集会場、西廊下も同様）

壁は、表面の漆喰塗り仕上げは掻き落して処分するが、壁土については丁寧に掻き落とし、再用する。（生涯学習施設、東廊下、集会場、西廊下も同様）

生涯学習施設・東廊下（旧東校舎・東廊下）

全解体修理とする。

素屋根を架設し、屋根瓦から順次丁寧に解体を行い、基礎石積み解体後、新たに鉄筋コンクリート造の直接基礎（べた基礎）を設ける。解体前と同様に基礎石積みを積み直し、軸部から順次組立を行う。組立に際し、耐震性能の向上に必要な箇所については、耐震補強を施す。

旧東校舎は、創建当初の間仕切部分の痕跡に基づき現在の3室を2室に復する。東面の窓についても後補の改変が行われている箇所を当初の窓の形式に復する。

集会場・西廊下（旧西校舎・西廊下）

全解体修理とする。

素屋根を架設し、生涯学習施設・東廊下と同様の仕様にて修理工事を実施する。

旧西校舎は、1室の体育館として使用されており、旧東校舎同様創建当初の開口部や間仕切部分等の痕跡を残すが、集会室として利活用を行うため、現状と同様に1室として整備する。

西廊下の便所については、既存の男子便所及び女子便所の他に新たに多機能便所を設ける。

貯水槽・ポンプ室

集会場・西廊下の西側にある既存の運動器具倉庫を撤去し、貯水槽・ポンプ室を新築する。

貯水槽は地下式とし、190tの貯水能力のある水槽を設ける。ポンプ室は鉄筋コンクリート造とし、屋根は切妻で棧瓦葺き、外観を木造風に仕上げ、西側の一部を運動器具倉庫とする。

電気設備

既存の機器及び配管・配線は全て撤去し、保存活用に必要な電灯・コンセント設備，非常用照明設備，放送設備及び自動火災報知設備等を新たに整備する。

機械設備

既存の機器及び配管は、全て撤去し、保存活用に必要な給排水設備及び換気設備を新たに整備する。

合併式の浄化槽を集会場・西廊下の西側に設置する

防災設備

消火設備は、屋内の東廊下及び西廊下にそれぞれ1基ずつ、資料館2階に2基、易操作性1号消火栓を新設する。

屋外は、ポンプ室南側及び生涯学習施設・東廊下（旧東校舎・東廊下）の南東にそれぞれ1基ずつ屋外消火栓と易操作性1号消火栓を併設した消火栓を新設する。

新築するポンプ室内には、ディーゼルエンジンで稼働するポンプを設置する。

高梁市旧吹矢小学校校舎保存修理委員会委員名簿

【委員】 (任期:平成27年5月1日～平成29年4月30日)

氏名	所属	備考
臼井 洋輔	備前市立備前焼ミュージアム 館長	
清水 重敦	京都工芸繊維大学大学院 准教授	
戸田 誠	吹矢町並み保存会 副会長	副委員長
西山 和宏	奈良文化財研究所 主任研究員	
藤田 盟児	奈良女子大学生活環境学部住環境学科 教授	委員長
宮本 慎宏	香川大学工学部 助教	

【指導・助言】

氏名	所属	備考
赤井 一恵	岡山県土木部建築指導課	
山田 裕喜	岡山県土木部建築指導課	
上 梶 武	岡山県教育長文化財課	

【設計・管理】

氏名	所属	備考
伊藤 誠一郎	一般財団法人建築研究協会	
伊藤 幸子	一般財団法人建築研究協会	
生路 有美子	一般財団法人建築研究協会	

【施工】

氏名	所属	備考
渡辺 孝治	藤木工務店・中村建設特定建設工事協同企業体	

【事務局】

氏名	所属	備考
平田 守	高梁市教育委員会 教育長	
宮本 健二	高梁市教育委員会 教育次長	
田村 啓介	高梁市教育委員会 参与	
赤木 和久	高梁市教育委員会 社会教育課長	
高田 大作	高梁市教育委員会 社会教育課文化係長	
三浦 孝章	高梁市教育委員会 社会教育課文化係文化財保護主事	
樋口 英行	高梁市教育委員会 社会教育課文化係文化財保護主事	

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎保存修理工事 改変履歴

改変時期	工 事 内 容		
	本 館	東校舎・東廊下	西校舎・西校舎
大正6年(1917) 7月	屋内運動場の床を土間から板張りに変更		
大正11年(1922) 12月	2階講堂北面の外部に張り出す御真影奉安室を増築		
大正15年(1926) 8月1日	玄関の土間を板張りに変更し、玄関ポーチを新設		
昭和5年(1930)	中央棟北面の壁面に栗材の方杖を入れて補強		
昭和24年(1949) 4月6日			吹屋公民館に転用するため、全体を一室に改造
昭和29年(1954)		間仕切りを変更し3室 吹放しの廊下に腰壁を設置	
昭和36年(1961) 2月1日	南面窓を出窓形式に変更 (1階理科室)		
昭和38年(1963)	床板を張替え(屋内運動場)		
昭和39年(1964) 3月1日	屋内運動場の北面柱間に窓を設置		西便所改装工事
昭和41年(1966)		東校舎修理工事	
昭和46年(1971)	雨樋修理		
昭和47年(1972)	屋根修理工事 理科室流し新設		
昭和50年(1975)	玄関復元工事 床板張替え(職員室、一教室)		
昭和51年(1976)	2階南面窓の建具を取替え	東校舎廊下腰板・木製建具新設	
昭和52年(1977)	外壁塗装工事		
昭和54年(1979)	北側排水工事 本館支柱取替え工事	東校舎屋根葺き替え	西校舎補強工事・西面支柱工事
昭和55年(1980)	屋根の谷銅板葺替え		西面窓をアルミサッシュに変更
昭和56年(1981)	窓の改修(講堂北側) 床板張り替え(音楽室)		窓の改修(集会室南側) 床板張り替え(一、二年教室)
昭和57年(1982)			床板張替え
昭和58年(1983)	屋根修理工事(屋内運動場) 床板張替え(")		

昭和 62 年 (1987)	雨樋修理 壁塗替え		壁塗り
昭和 63 年 (1988)	天井張替え (保健室・音楽室)	天井張替え (東校舎廊下) 床ビニール張り (")	
平成元年 (1989)	天井張替え (理科室)	東倉庫屋根葺替え 女子便所改修	女子便所改修
平成 2 年 (1990)		東側排水溝改修	東側排水溝改修 天井張替え (集会室)
平成 3 年 (1991)	天井張替え (職員室) 床板一部張替え (") 腰板張替え (保健室)	東便所周囲通路コンクリート打替え	腰板張替え (一年教室)
平成 4 年 (1992)	屋根瓦ずれ止め工事		
平成 5 年 (1993)	外壁剥落部分修理		
平成 7 年 (1995)			床板張替え
平成 9 年 (1997)			窓に防球枠設置
平成 10 年 (1998)	東・西階段修理 床板一部張替え (職員室)	東面窓をアルミサッシュに変更 (一、二年教室)	
平成 11 年 (1999)			西便所改修 (水洗便所)
平成 12 年 (2000)	北面鉄骨補強工事		
平成 13 年 (2001)		壁面改修 (一、二年教室)	
平成 15 年 (2003)	屋根葺替え (屋内運動場)		
平成 17 年 (2005)		階段工事	東側スロープ新設
平成 18 年 (2006)	屋根葺替え (西翼棟 屋内運動場)	屋根葺替え	南面出入口扉の改修
平成 20 年 (2008)	床板張替え (屋内運動場)		西面壁塗替え
平成 22 年 (2010)	屋根瓦修理 (東翼棟) 南側柵設置 窓修理 (職員室南面)		



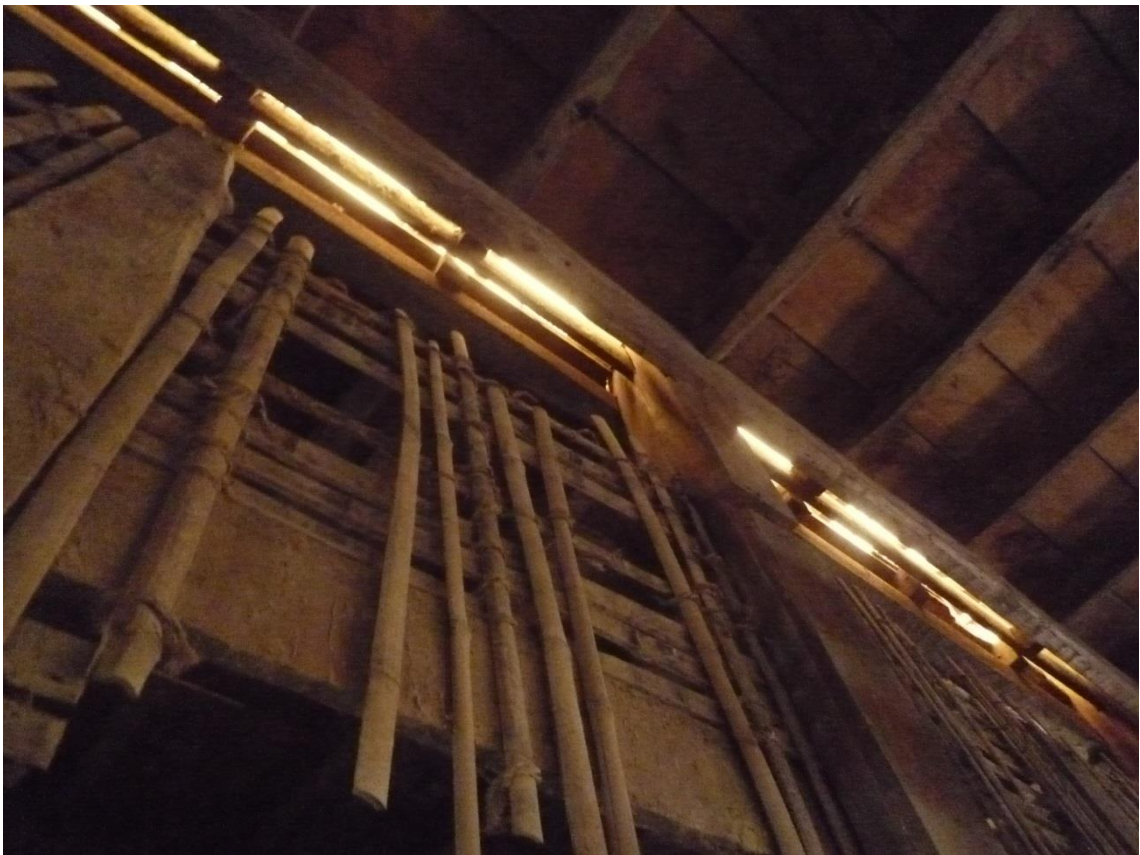
工事現場全景



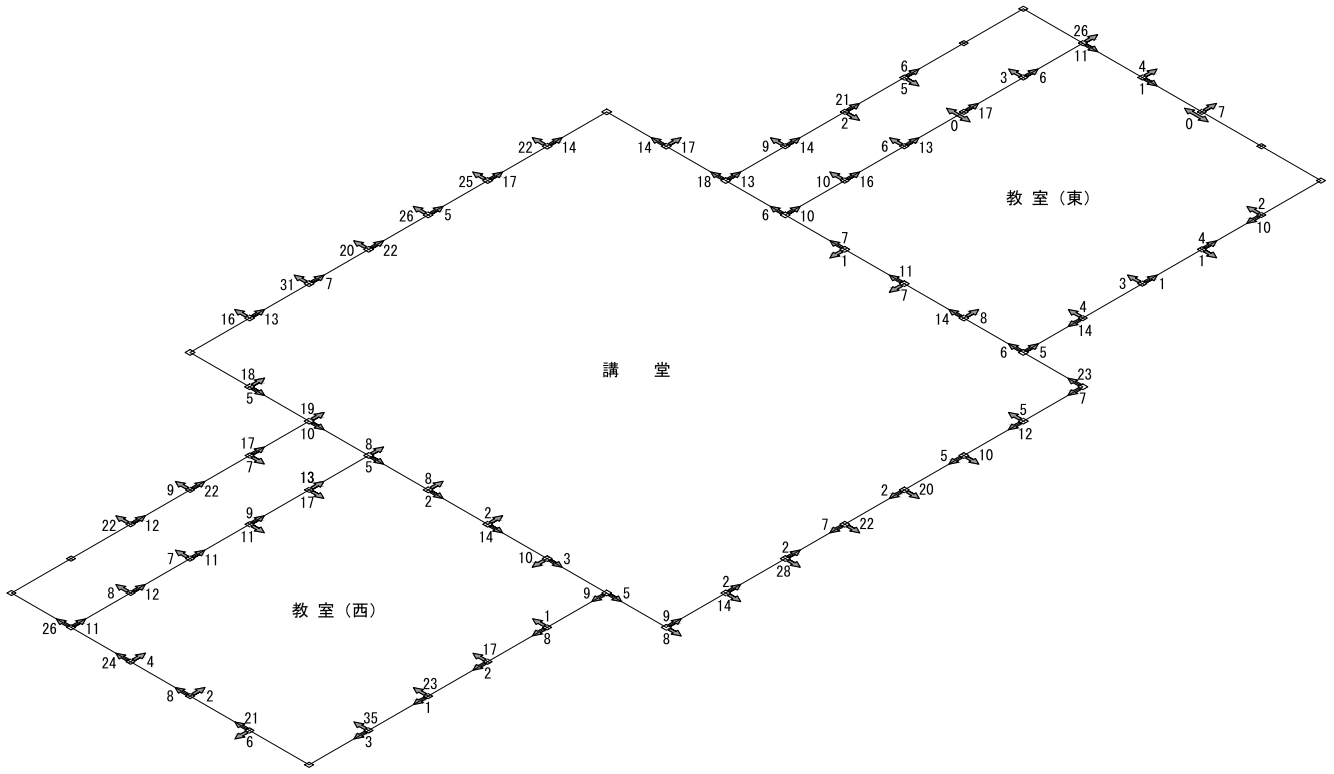
西校舎内部の様子



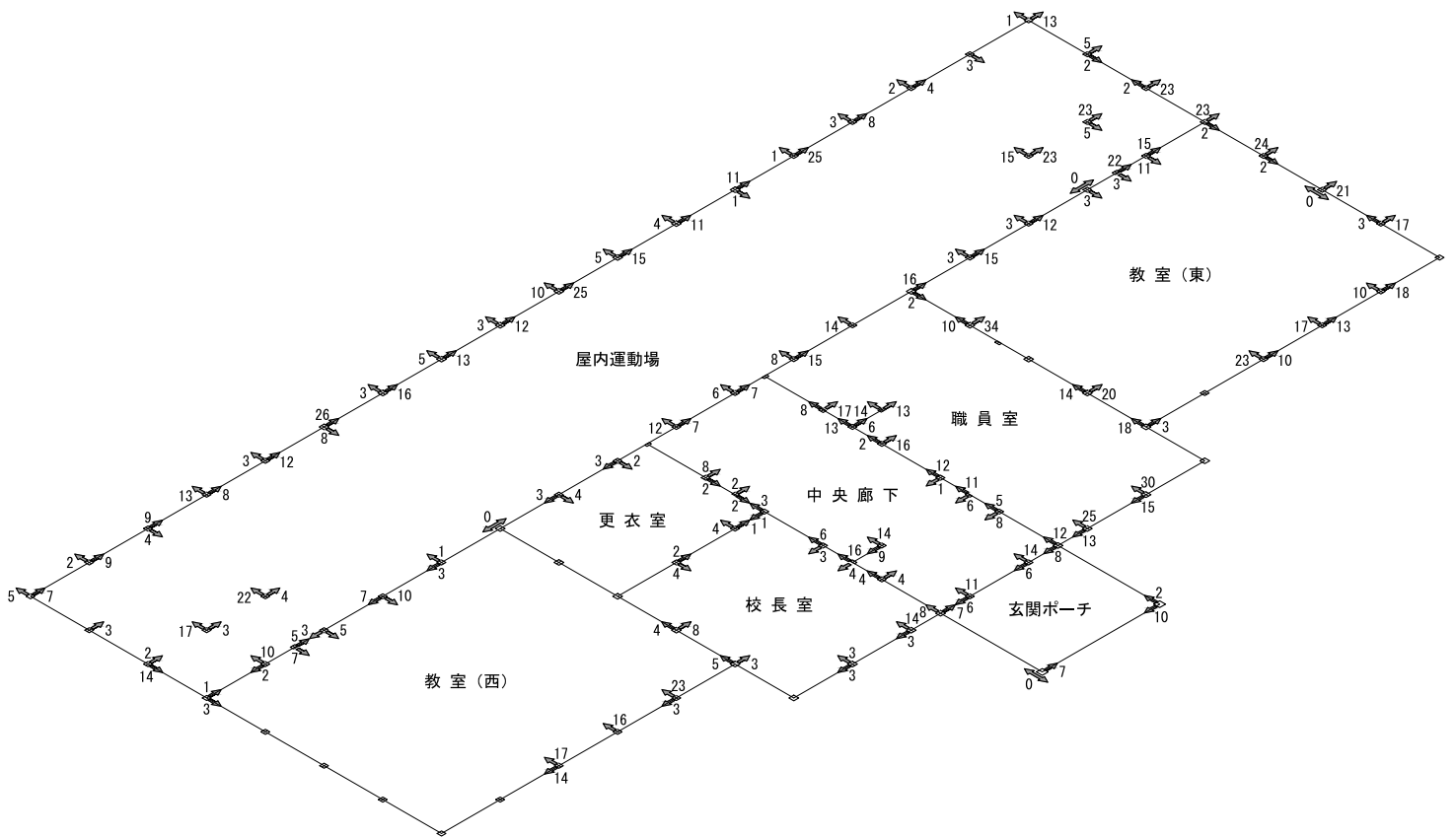
屋根トラスの様子



管柱で想定していたが、現況が通し柱であった様子

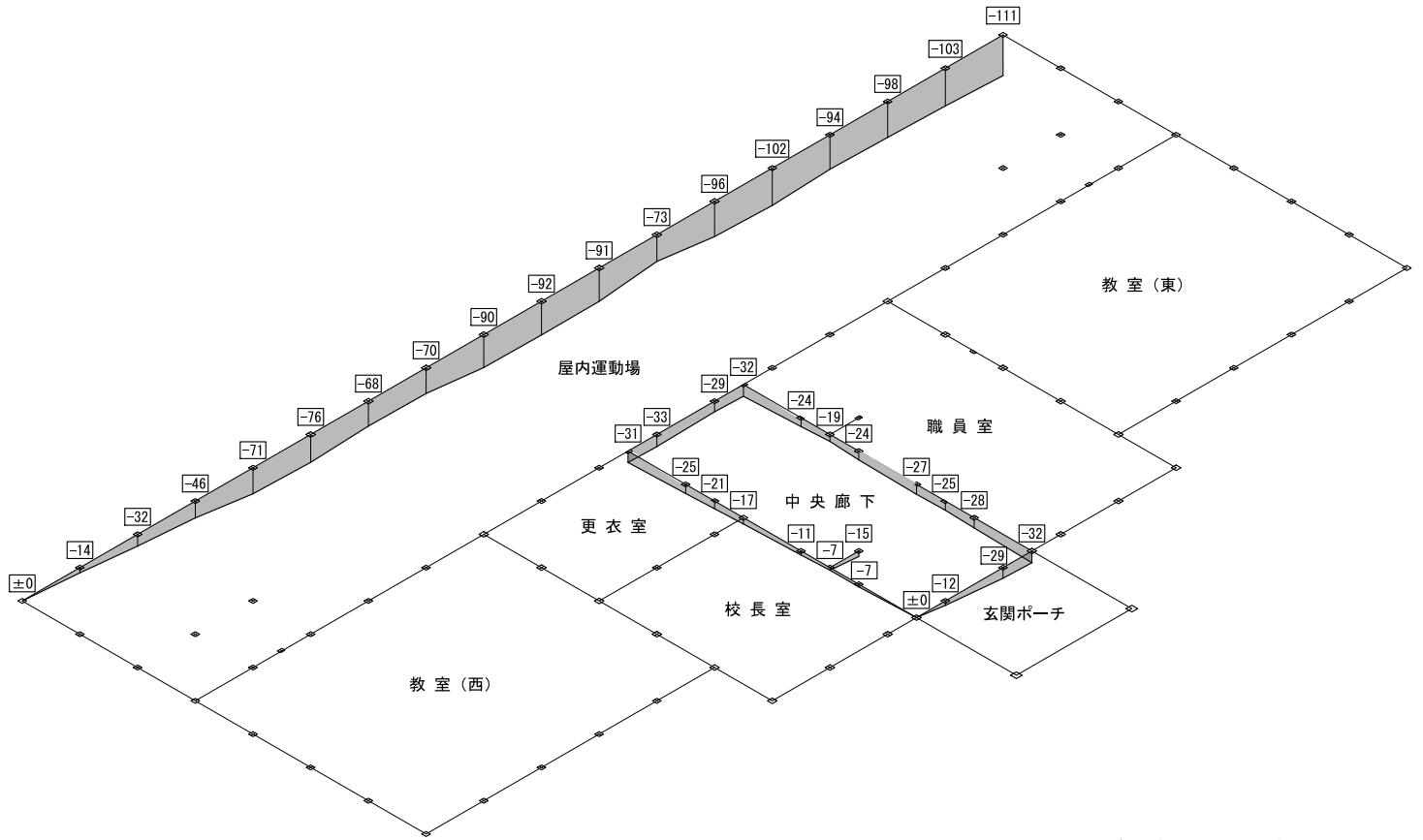


2 階

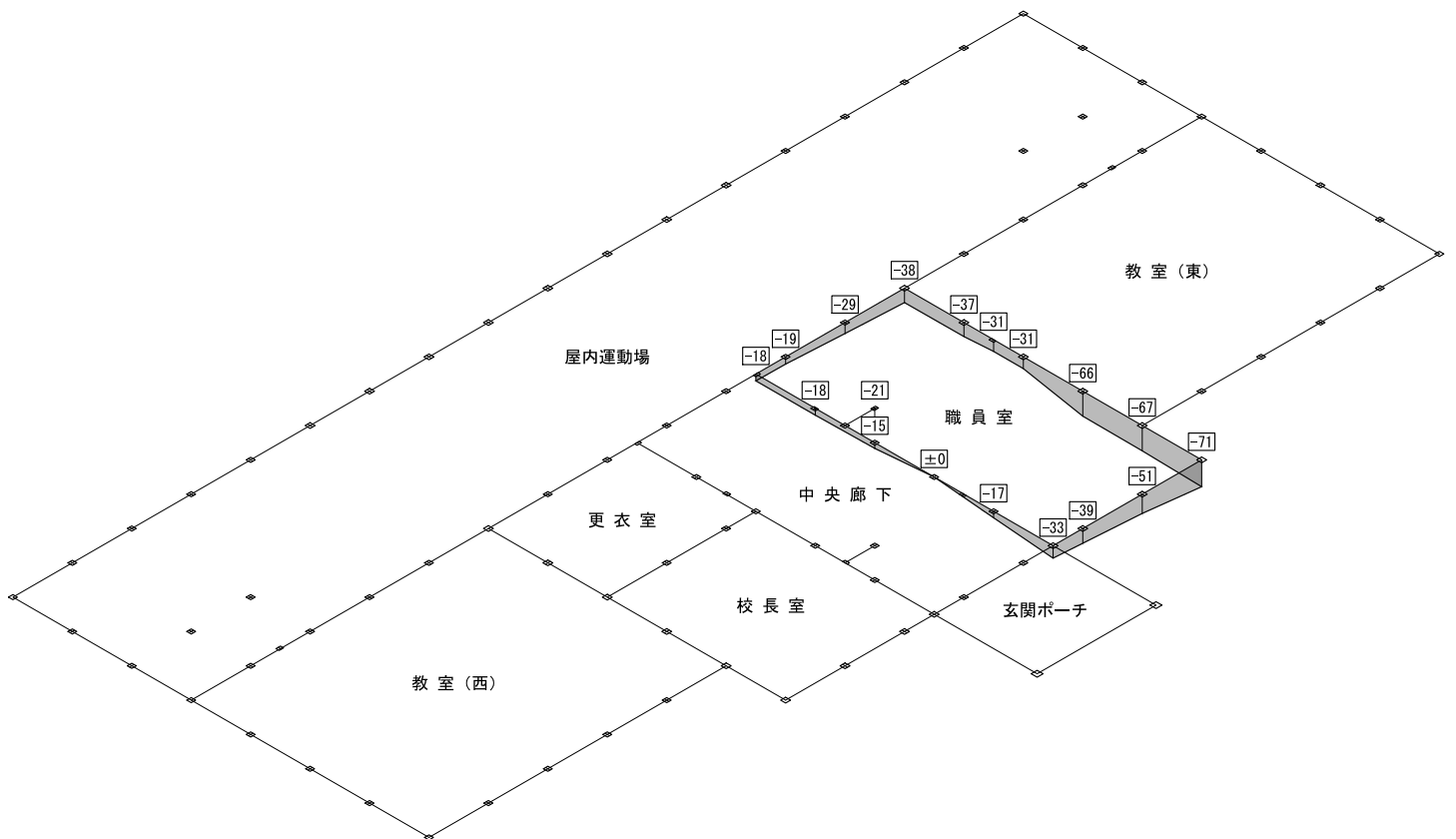


1 階

※ 数値は、柱長さ1,500mmあたりの傾きを示す。

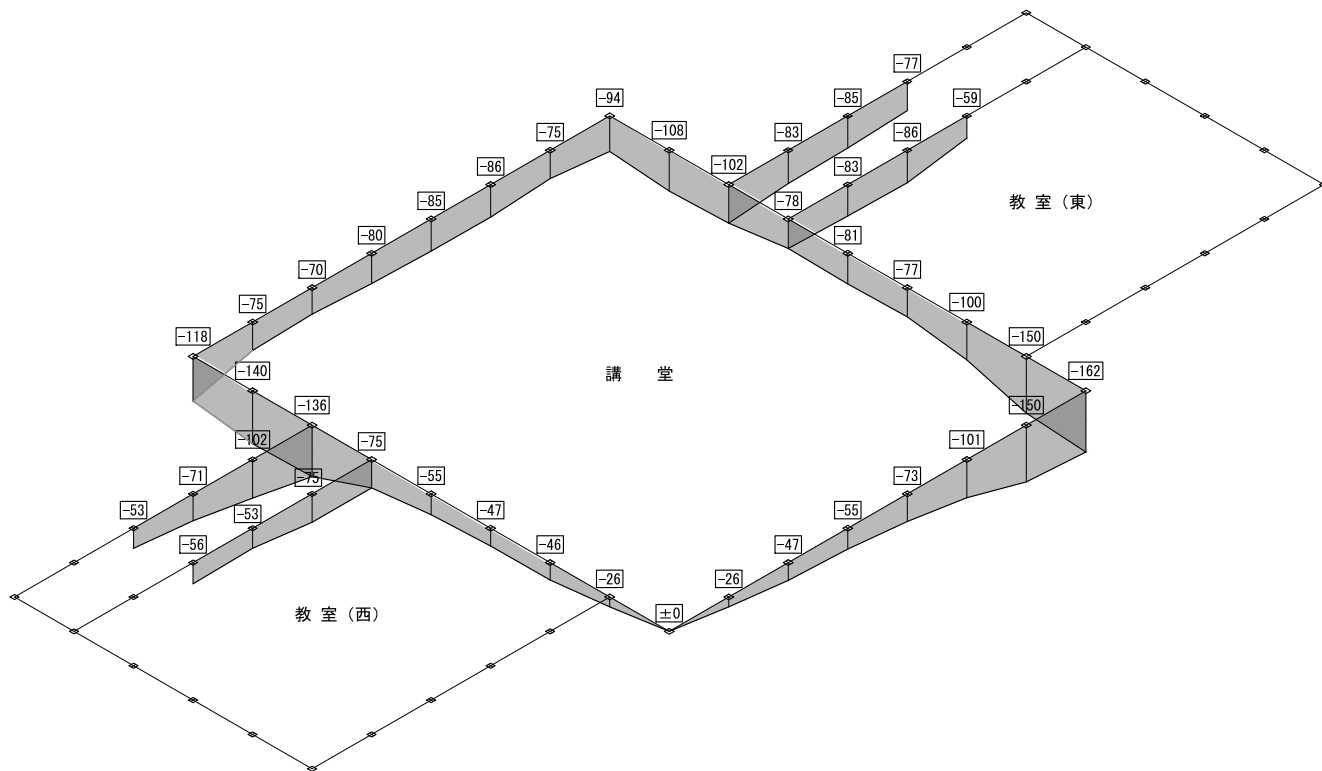


※ 数値は、屋内運動場窓台上面及び中廊下床面の高低を示す。

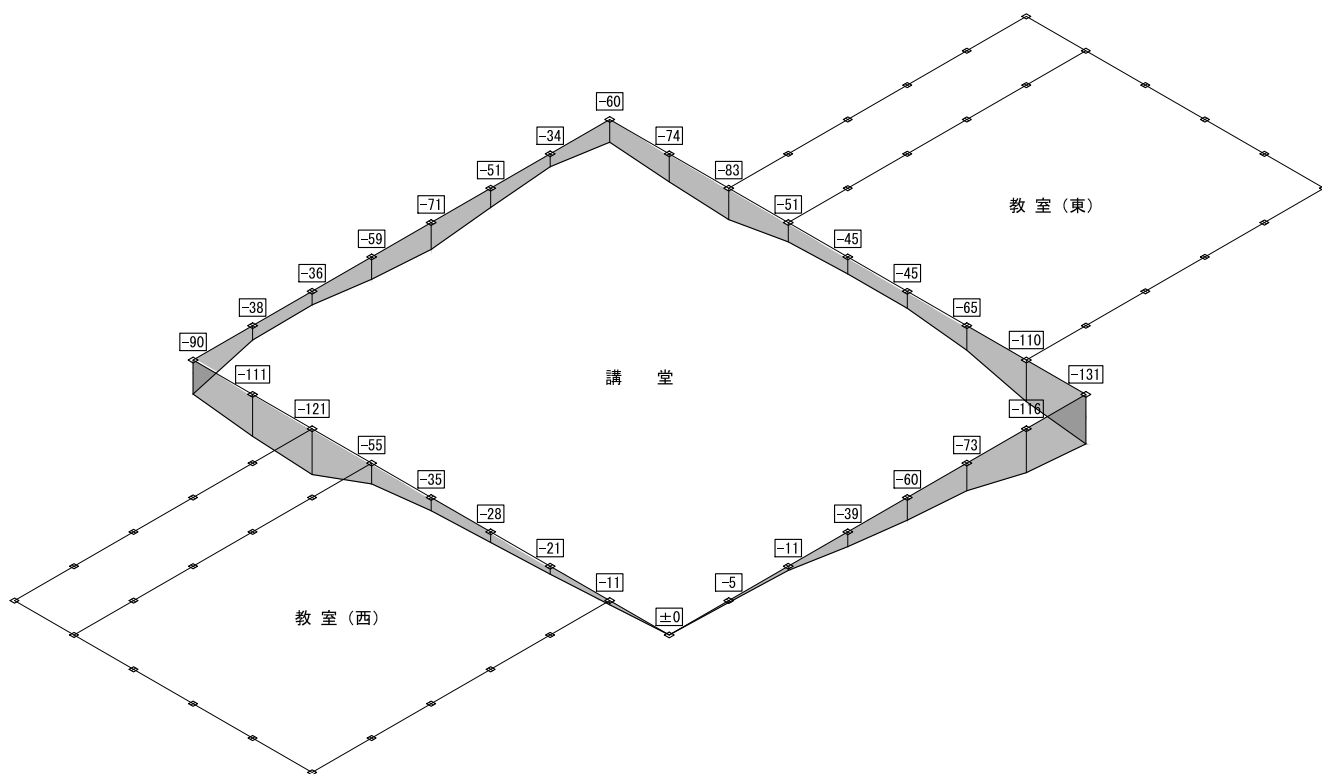


※ 数値は、職員室床面の高低を示す。

本館 1階 高低実測図

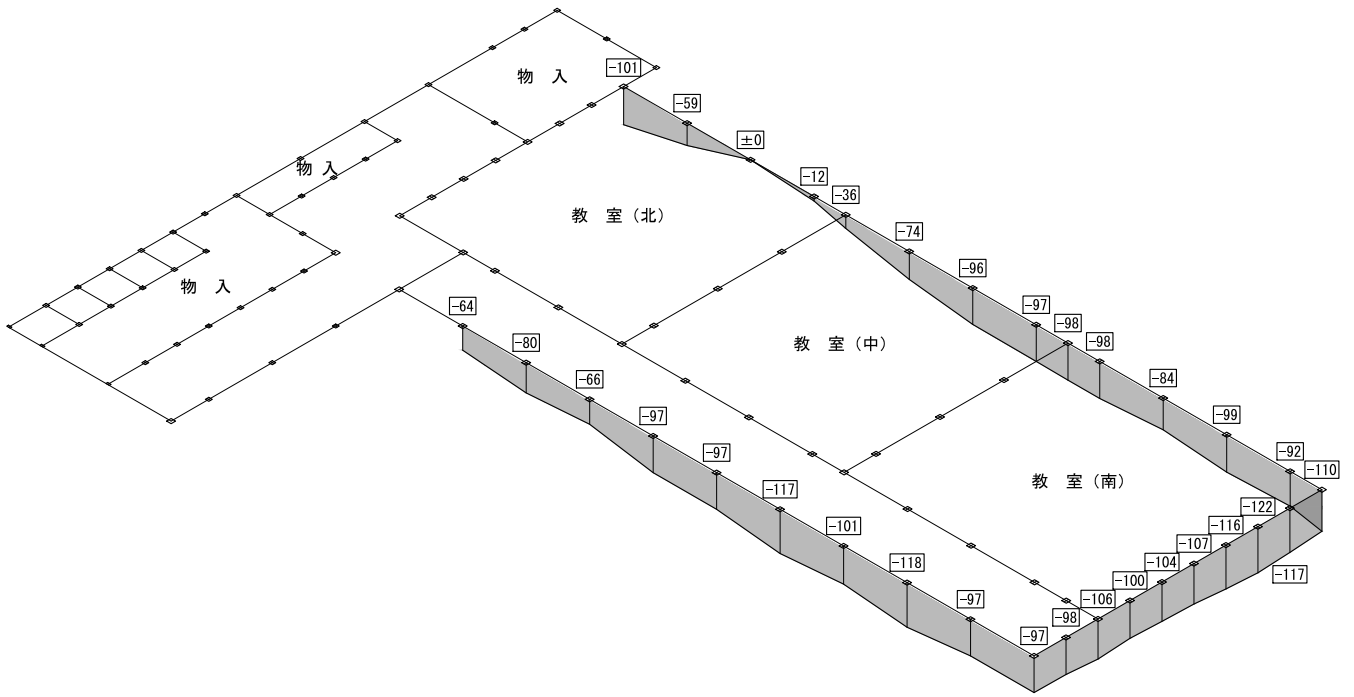


※ 数値は、2階講堂及び廊下床面の高低を示す。



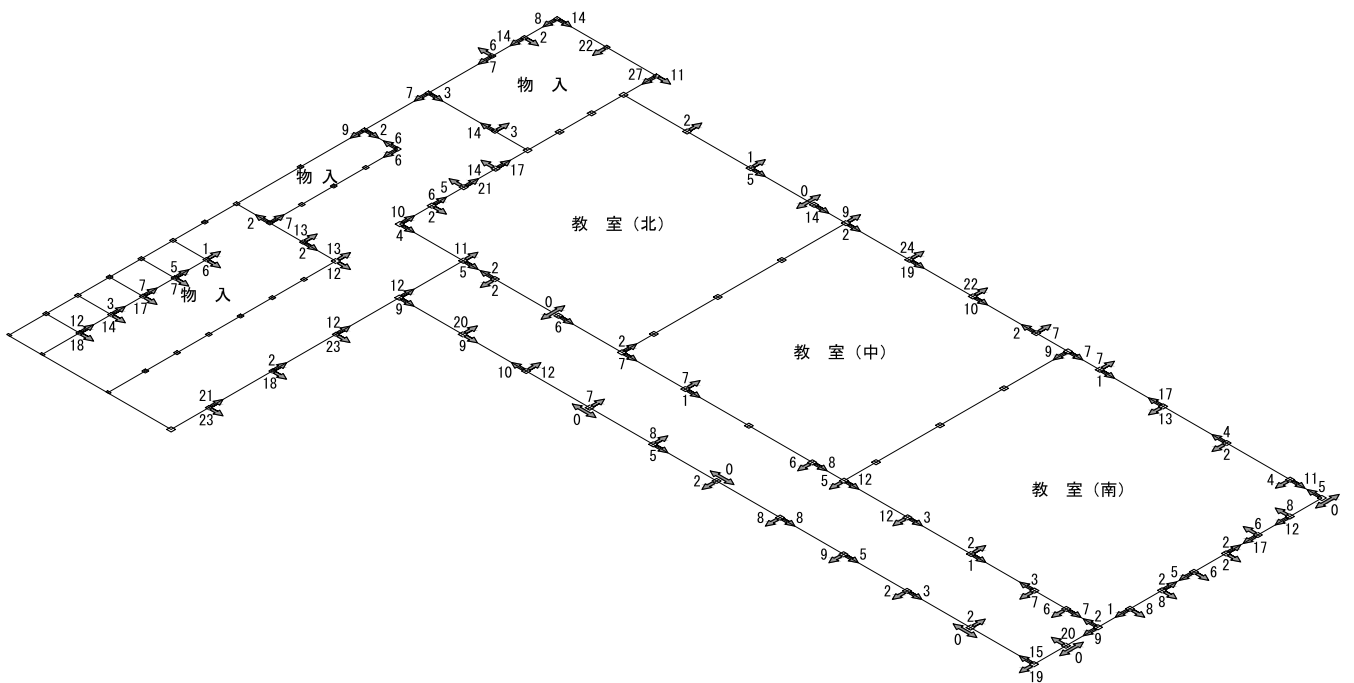
※ 数値は、2階講堂廻縁高さの高低を示す。

本館 2階 高低実測図



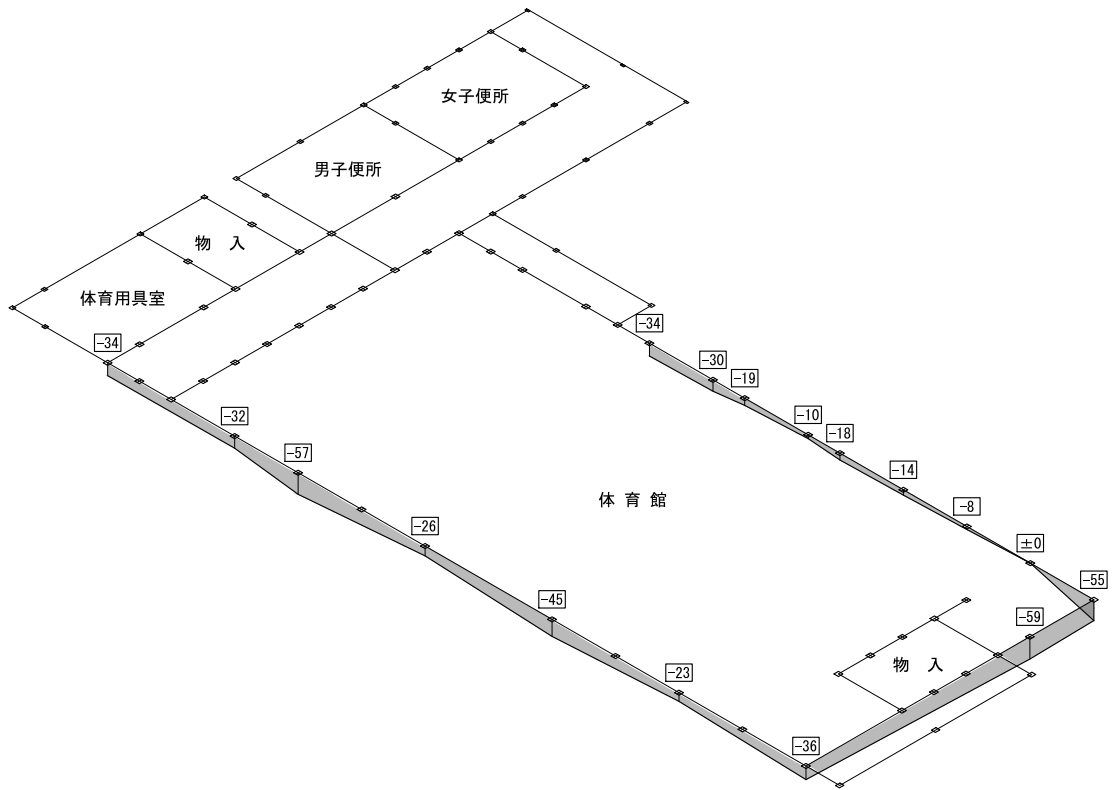
※ 数値は、東校舎軒桁口脇の高低を示す。

高低実測



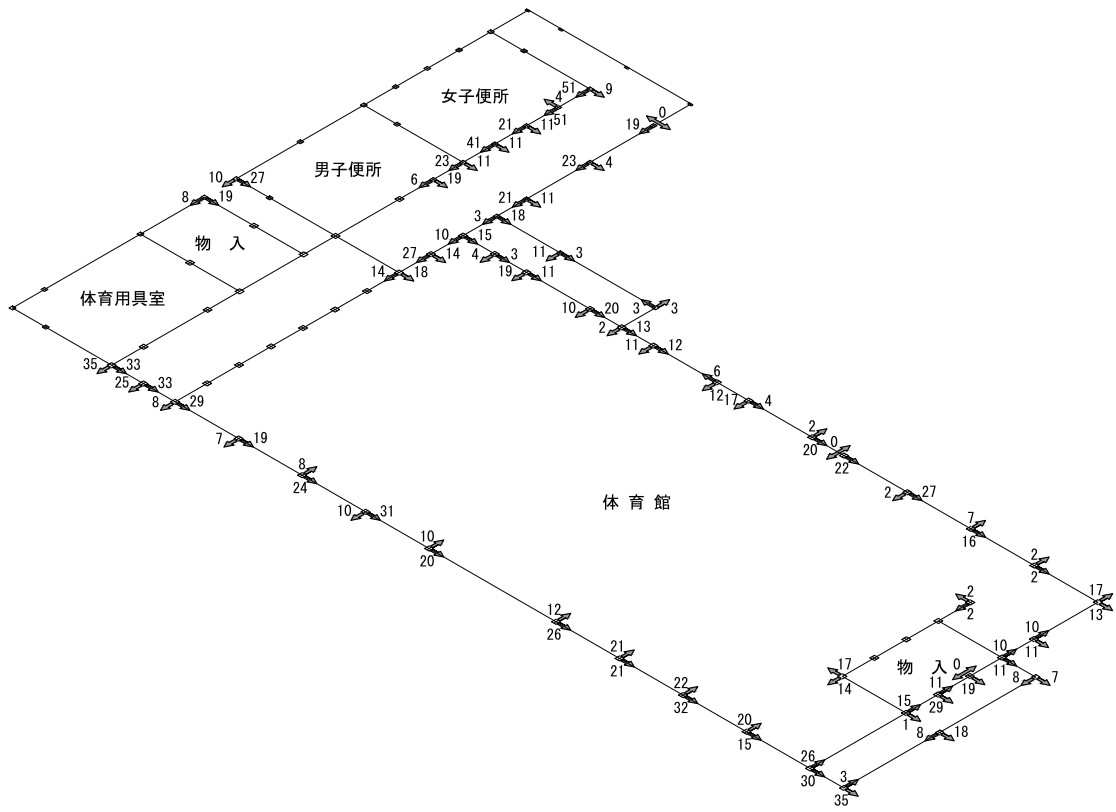
※ 数値は、柱長さ1,500mmあたりの傾きを示す。

柱傾斜実測



※ 数値は、西校舎軒桁口脇の高低を示す。

高低実測



柱傾斜実測

※ 数値は、柱長さ1,500mmあたりの傾きを示す。